

第 5 次安堵町総合計画

第 2 期安堵町まち・ひと・しごと創生総合戦略

(案)

小さくてもキラリ光る
活力あふれるまち あんど

令和 3 年 5 月現在
安堵町

【目次】

第1編 総論	2
第1章 計画策定の目的	3
第2章 計画の構成と期間	3
第3章 進行管理の方法	5
第4章 安堵町の状況	6
第1節 本町の概要	6
第2節 人口	7
第3節 住民の就業地・通学地	8
第4節 町内の就業人口	10
第5節 産業分類別就業人口	12
第6節 財政の状況	14
第5章 住民・事業所の意識・ニーズ	16
第1節 安堵町の住み良さ	16
第2節 施策満足度	18
第3節 安堵町での事業所経営の強みと課題	20
第6章 第4次計画の推進状況	21
第1節 教育・文化分野	21
第2節 保健・医療・福祉分野	22
第3節 生活環境分野	24
第4節 産業振興分野	29
第5節 まちづくり・行財政分野	31
第7章 社会動向と安堵町の課題	32
第1節 新型コロナウイルスなど危機管理対策の推進	32
第2節 公的基盤の適正立地・適正規模化の推進	33
第3節 自助・共助・公助による地域創生	33
第4節 新しい国際化・情報化時代への対応	34
第2編 基本構想	35
第1章 まちづくりの基本理念	36
第2章 まちの将来像	37
第3章 人口の将来展望	38
第4章 政策目標	39

第5章 施策の大綱.....	41
政策目標1 いきいきと支えあって暮らす（保健・医療・福祉）	42
政策目標2 豊かな学びと生きがいを育む（教育・スポーツ）	44
政策目標3 交流を明日に活かす地域を築く（共生・交流）	46
政策目標4 地域産業を継承・創出する（産業振興）	47
政策目標5 快適な暮らしを支える（生活環境）	48
政策目標6 地域課題をみんなで解決する（地域運営）	51

第 1 編 総 論

第1章 計画策定の目的

本町では、平成 23 年度に「第 4 次安堵町総合計画」（基本構想・前期基本計画）を、平成 28 年度に後期基本計画を策定し、将来像「小さくてもキラリ光る交流のまち あんど」を目指して施策を推進してきました。この計画が令和 3 年度に計画最終年度を迎えることから、まちづくりの基本的な考え方、中長期的な方向を示すため、次期総合計画を策定します。

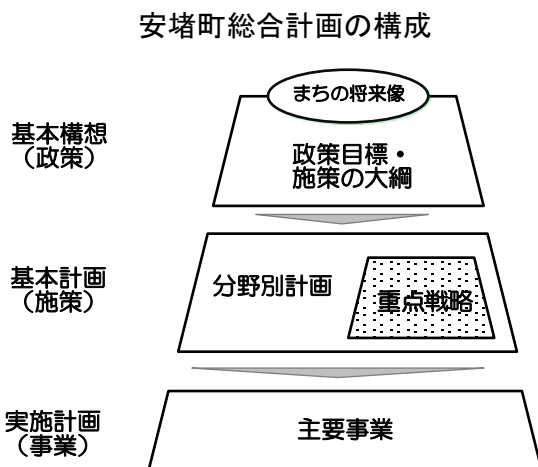
わが国では、平成 20 年を境に総人口が減少に転じ、本町においても、人口減少・少子高齢化によるまちの活性化が課題となっています。そのため、平成 27 年度から、「安堵町まち・ひと・しごと創生総合戦略」により、産業振興、定住促進、子育て支援の充実など、地域を創生するための施策について戦略的に推進を図ってきたところです。

総合計画と総合戦略は、共にまちづくりの根幹を定めるものであり、総合的・計画的にするためまちづくり全体を示す総合計画と、そこに組み込まれた重点的な取り組みである総合戦略という関係性のもと、一体的に推進していくことが求められます。

「第 5 次安堵町総合計画」（以下、「本計画」という。）は、こうした背景から、人口減少基調にあっても、次代に生きる住民が安心していきいきと暮らすことができるよう、本町が目指す長期的な目標と、各分野において取り組むべき基本施策の方向を定めるとともに、まち・ひと・しごと創生のための重点戦略を包括的に盛り込み、PDCA サイクルのもと、着実に推進していくための指針として策定します。

第2章 計画の構成と期間

本計画は、まちづくり全体の基本的な方向を示すもので、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。基本計画は、分野別計画と、各分野との関係を明確に位置づけた重点戦略（まち・ひと・しごと創生総合戦略）の 2 部構成とします。



構 成		内 容
基本構想		基本構想は、まちの将来像と、政策目標、施策の大綱を示します。計画期間は、令和 13（2031）年度までの 10 年間とします。
基本計画	分野別計画	分野別計画は、分野ごとの基本施策・主要施策・K P I（重要業績評価指標）を体系的に示します。前期基本計画の期間は、令和 8（2026）年度までの 5 年間とし、期間満了により見直し、令和 13（2031）年度までの後期基本計画を策定します。
	重点戦略 (まち・ひと・しごと 創生総合戦略)	まち・ひと・しごと創生法に基づく「総合戦略」の基本目標・施策項目・個別施策・K P I（重要業績評価指標）を重点戦略に位置づけます。計画期間は、第 2 期総合戦略が、令和 4（2022）年度から令和 8（2026）年度までの 5 年間、第 3 期総合戦略が令和 9（2027）年度から令和 13（2031）年度までの 5 年間です。
実施計画		施策を推進するための向こう 3 年間の主要事業を体系化し、実施計画とします。実施計画は、毎年度見直すものとし、冊子は本計画冊子とは別に作成します。

計画期間

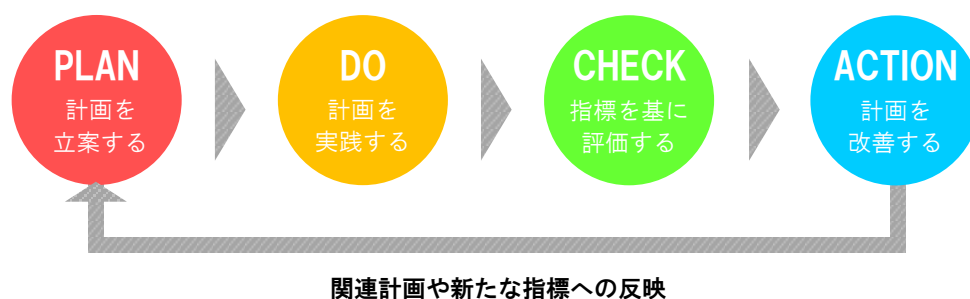
西暦（年度）		2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
令和（年度）		4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
基本構想		10年間									
基本計画	分野別計画	5年間（前期基本計画）					見直し作業	5年間（後期基本計画）			
	重点戦略 （まち・ひと・しごと創生総合戦略）	5年間（第2期総合戦略）					見直し作業	5年間（第3期総合戦略）			
実施計画		3年間			3年間		3年間		毎年度見直し		

第3章 進行管理の方法

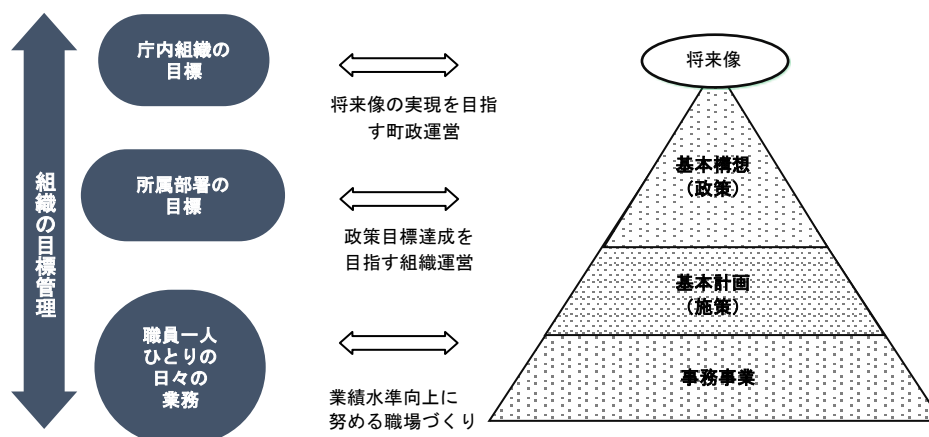
本計画は、庁内組織の目標管理と連動させながら、PDCA（「計画（Plan）」→「実行（Do）」→「評価（Check）」→「見直し（Action）」）サイクルによる評価・改善を行い、適切な進行管理に努めます。

各分野別施策やその施策のもとに体系化された事務事業の着実な推進を通じて、職員一人ひとりの日々の業務の向上につなげるとともに、所属部署や庁内組織全体の目標管理を通じて、政策・施策の効果的な推進に努めます。

PDCAサイクルによる推進



庁内組織の目標管理と総合計画の関係



第4章 安堵町の状況

第1節 本町の概要

安堵町は、奈良盆地の中央部に位置し、大阪中心部まで30分の恵まれた立地にある人口約7,000人の田園の町です。昭和61年に安堵村から町制施行しました。

町域は、東西1.5km、南北2.9km、総面積4.31km²と全国で7番目に小さい自治体で、明治22年の町村制施行以来、一度も市町村合併を行わずに現在に至っています。

昭和30年代までは純農村地帯でしたが、昭和44年の「西名阪道路」（当時の名称）の開通を契機に、近接する法隆寺ICやJR法隆寺駅などを利用できる京阪神大都市圏の交通至便な地域として、宅地開発や企業立地が進み、昭和46年からは、敷地3万坪の東洋最大規模と言われたカーペット工場も操業しています。

また、斑鳩宮から飛鳥に至る古代官道「筋違道」（太子道）が貫き、江戸初期の環濠屋敷である国指定重要文化財「中家住宅」やわが国を代表する陶芸家 富本憲吉の生家が残る歴史豊かな町でもあります。

産業は、カーペット等の内装材と手帳等の紙製品、模型用動力機械の企業が大規模な工場を有するほか、食品加工、綿加工などの中小企業が立地しています。農家の冬期副業としてかつて盛んであった和ろうそく用の灯芯ひきは、原料となる藺草の栽培とともに、灯芯保存会が継承しています。

安堵町の鳥瞰図



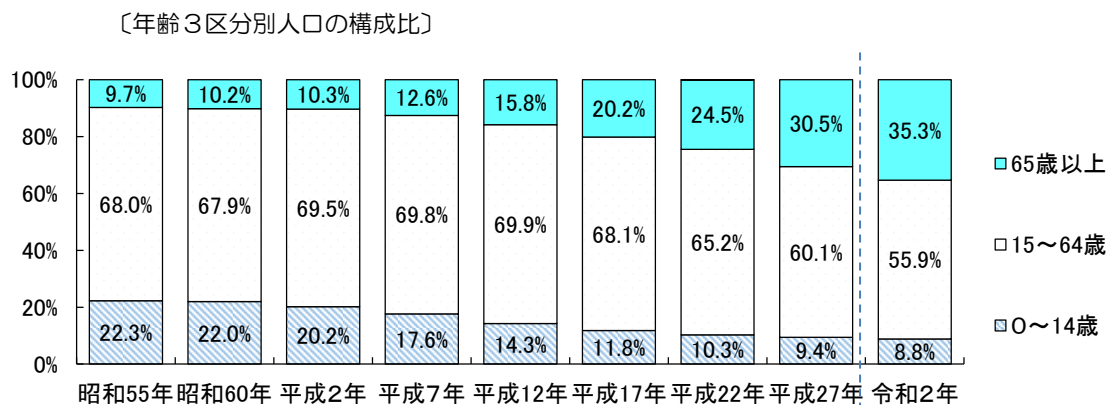
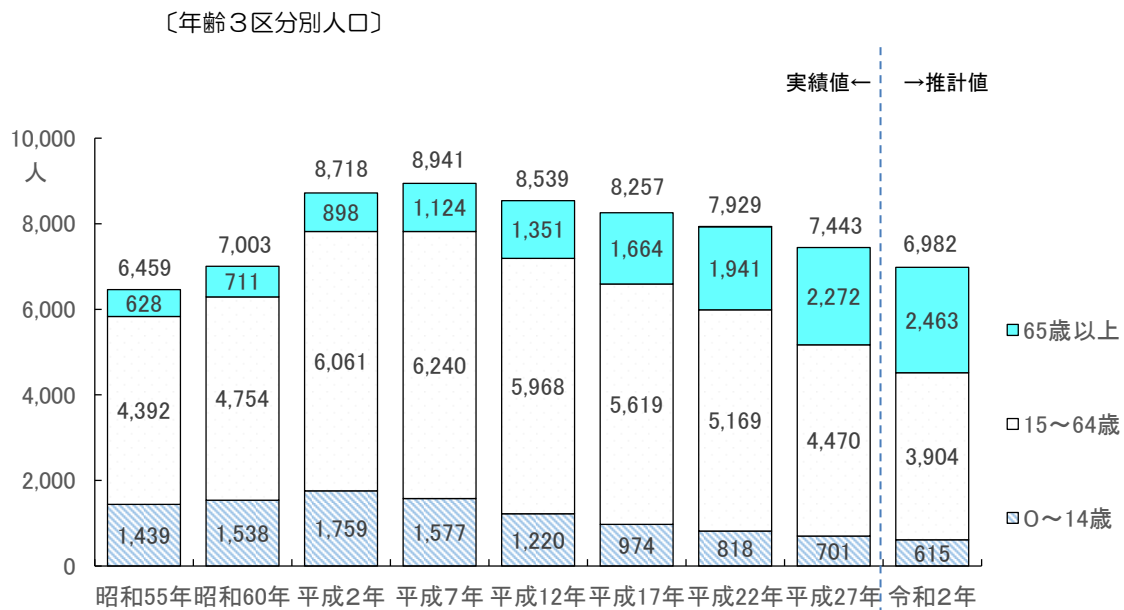
資料：地理院地図（電子国土Web）

第2節 人口

本町の国勢調査人口は、昭和55年の6,000人台から平成7年には9,000人近くまで急増しましたが、その後減少に転じ、令和2年には約7,000人となっています。

少子高齢化も急速に進んでおり、令和2年（推計値）の人口構成比は、0～14歳が8.8%、15～64歳が55.9%、65歳以上が35.3%であり、0～14歳はピーク時の3分の1の約600人に減少する一方、65歳以上人口は過去20年で2倍近くに増加しています。

人口の推移



※構成比は、区分毎に四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある（以下同じ）。

資料：平成2年～平成27年は国勢調査。令和2年は推計人口（10月1日）

第3節 住民の就業地・通学地

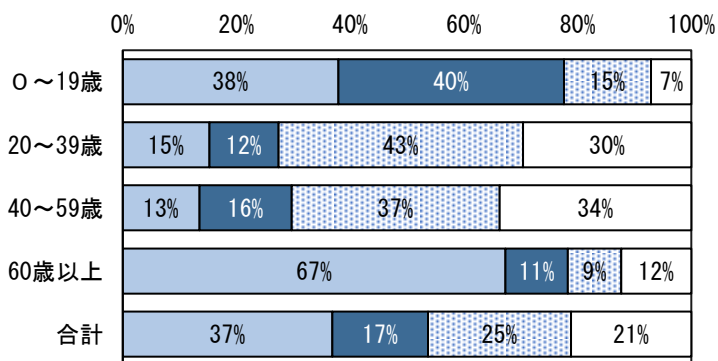
平成27年国勢調査によると、本町の男性の就業地・通学地は、「町内」が17%、「県内」が25%、「県外」が21%、「就業も通学もしていない」が37%で、女性では、「町内」が13%、「県内」が23%、「県外」が8%、「就業も通学もしていない」が56%です。年齢別では「20～39歳男性」の30%、「40～59歳男性」の34%、「20～39歳女性」の24%が県外で就業・通学しており、大阪のベッドタウンとしての本町の特性が見てとれます。

15年さかのぼった平成12年と比較すると、「40～59歳男性」の「県外」の割合が大幅に低下しており、職住近接の傾向が高まっています。また、「20～59歳」の男性の「就業も通学もしていない」割合が上昇する一方、「20～59歳」の女性の「就業も通学もしていない」割合が低下しています。

住民の就業地・通学地の構成比

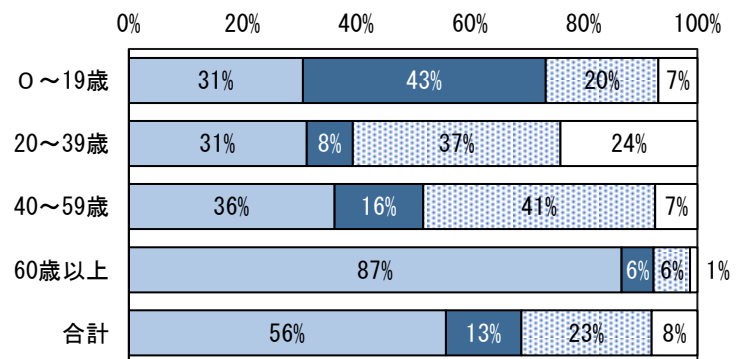
〔平成27年〕

男性



□就業も通学もしていない □町内 □県内 □県外

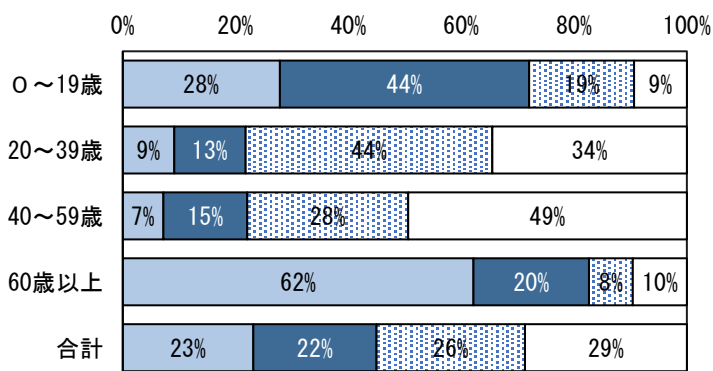
女性



□就業も通学もしていない □町内 □県内 □県外

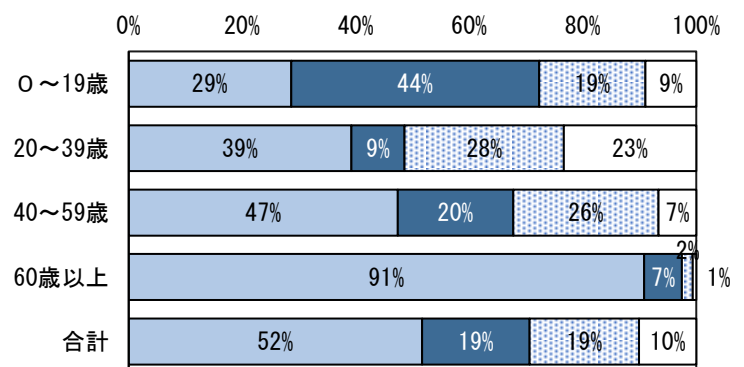
〔平成12年〕

男性



□就業も通学もしていない □町内 □県内 □県外

女性



□就業も通学もしていない □町内 □県内 □県外

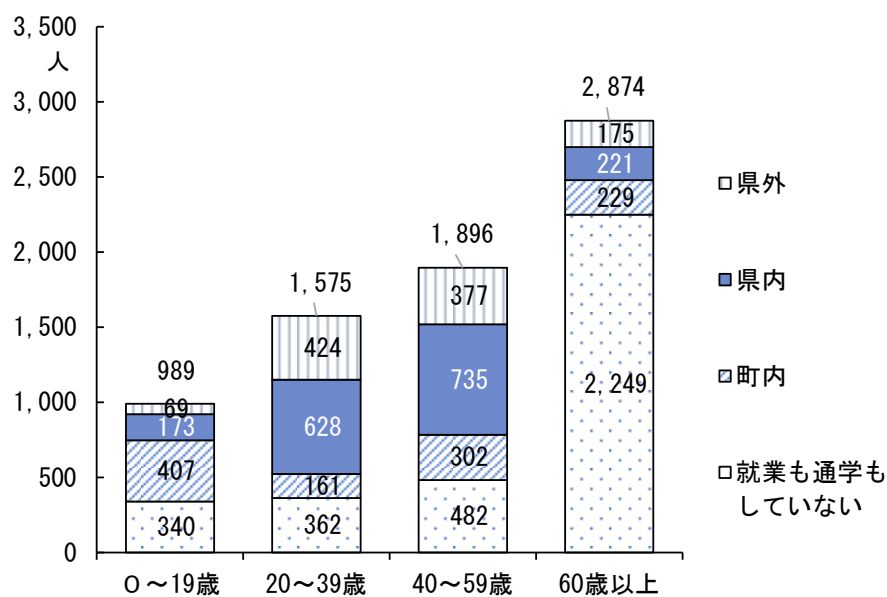
資料：国勢調査

年齢別に、平成12年と平成27年の就業地・通学地別の人口をみると、平成12年に約1,400人いた「20～59歳」の県外就業・通学者は、平成27年では約800人に減少しており、「20～59歳」の町内就業者についても、平成12年の約700人から平成27年には500人弱に減少しています。

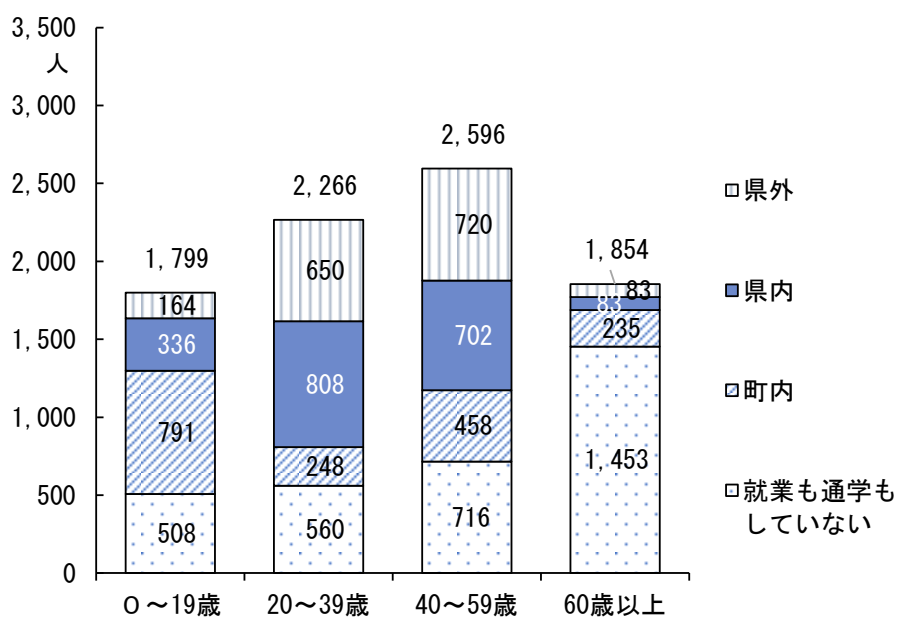
わずか15年で、住民の就業構造は大きく変化していることがわかります。

住民の就業地・通学地別の人口ピラミッド（男女合計）

〔平成27年〕 人口7,443人のうち、就業地・通学地不明の109人を除く7,334人の状況



〔平成12年〕 人口8,539人のうち、就業地・通学地不明の24人を除く8,515人の状況



資料：国勢調査

第4節 町内の就業人口

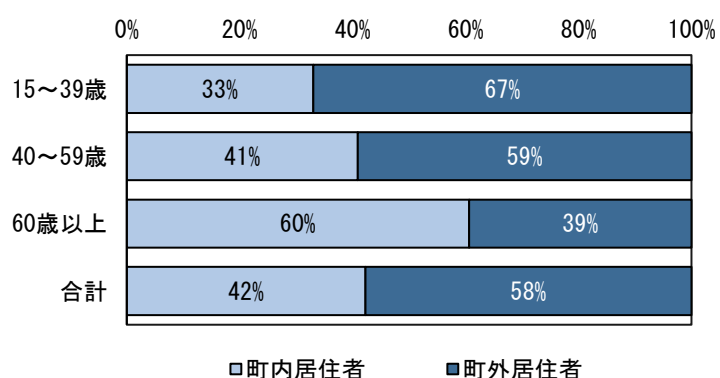
平成 27 年国勢調査によると、町内就業者の居住地は、男女とも「町内」が 42%、「町外」が 58%で、町外の方が多くなっており、「15～39 歳」では約 7 割にのびります。

平成 12 年と比較すると、女性ではどの年齢層においても町外居住者の割合が高くなっており、男性では「60 歳以上」において町外居住者の割合が高くなっている一方、全体の構成比は平成 12 年も大きな相違はない状況です。

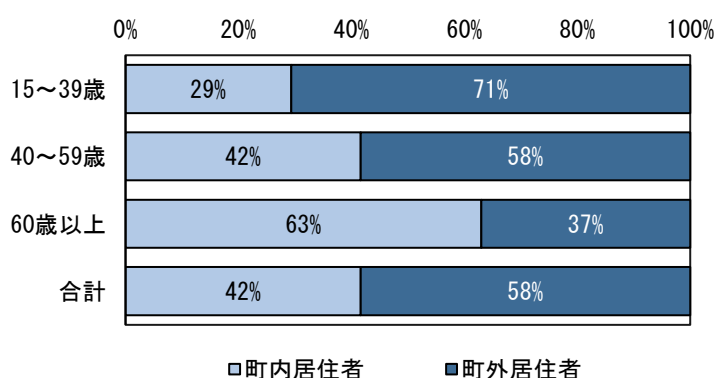
町内就業者の居住地の構成比

〔平成27年〕

男性

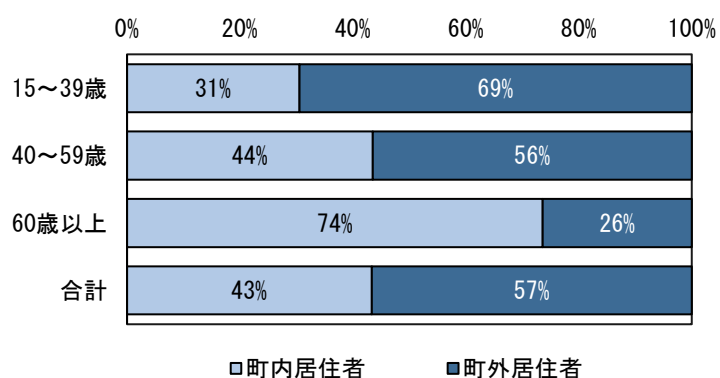


女性

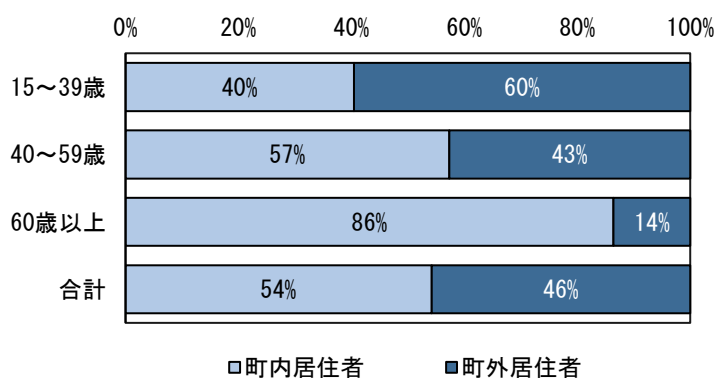


〔平成12年〕

男性



女性

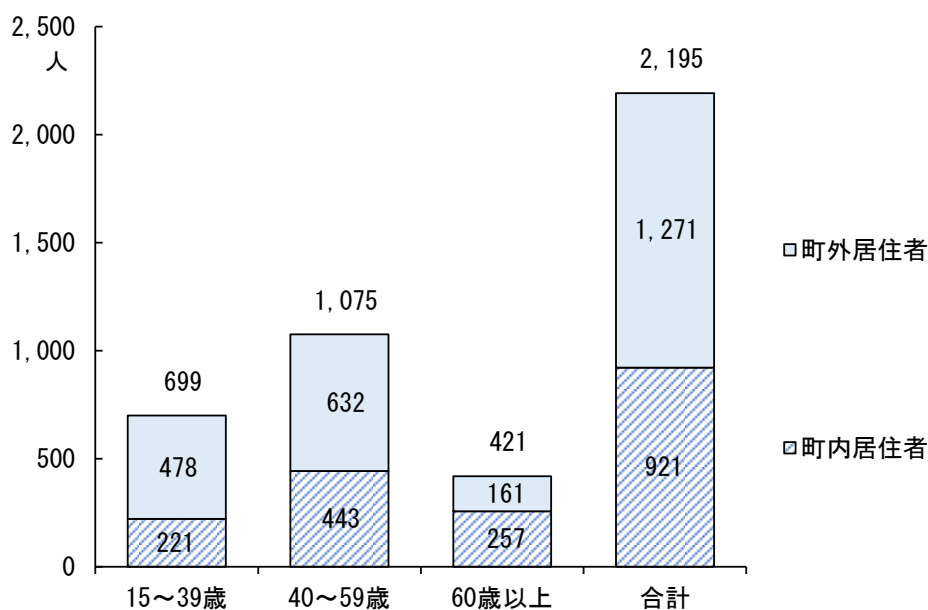


平成12年と平成27年の年齢別・居住地別の町内就業者数をみると、町内就業者数合計は、平成12年、平成27年ともに約2,200人で、マンパワーの総数は大きな減少がみられないで維持されていることがわかります。年齢別では、就業者の高齢化が、居住地別では町外居住者の増加が顕著です。

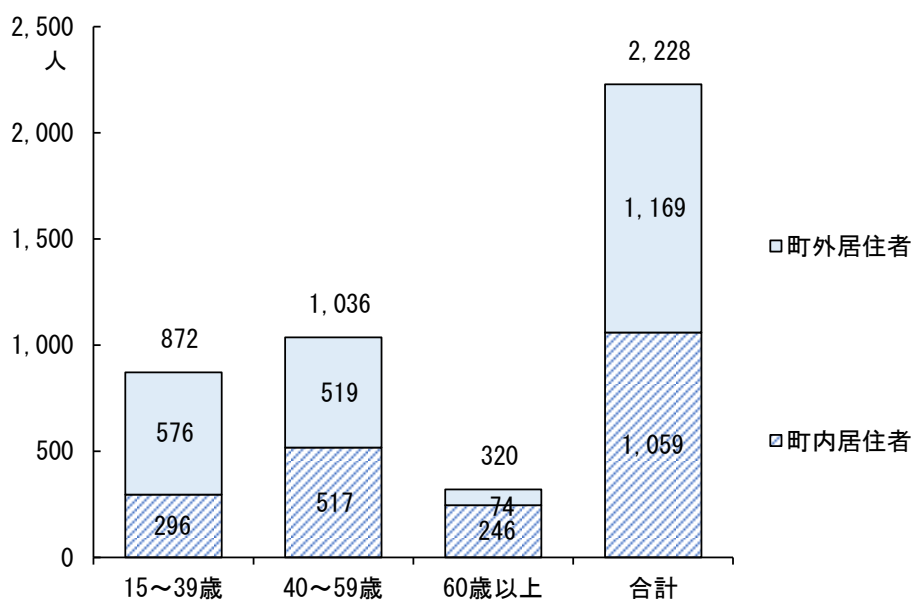
また、高齢者数がこの15年間に1,000人近く増加しているにも関わらず、町内就業者数の増加は10人程度にとどまり、就業先の町外依存の状況がみられることから、ますます高齢化が進む中で、高齢者の町内での就業環境づくりを強化していくことが求められると言えます。

町内就業者数の年齢別・居住地別内訳（男女合計）

〔平成27年〕



〔平成12年〕



資料：国勢調査

第5節 産業分類別就業人口

平成 27 年国勢調査によると、本町の実業人口は 3,258 人で、15 年さかのぼった平成 12 年から 2 割弱減少しています。産業区分別の構成比は、第 1 次産業が 2.9%、第 2 次産業が 28.5%、第 3 次産業が 66.1%となっており、第 2 次産業の構成比が全国平均よりも高くなっていますが、その構成比は低下傾向にあります。

産業分類別の内訳をみると、「製造業」（724 人）、「卸売業、小売業」（593 人）、「運輸業、郵便業」（218 人）といった町内や近隣の工業団地を背景とした業種での就業が多くみられるほか、「医療、福祉」に 341 人とまとまった就業がみられます。

「農業、林業」は 94 人で、平成 12 年の 122 人から減少していますが、平成 22 年からは増加に転じています。

産業分類別就業人口の推移

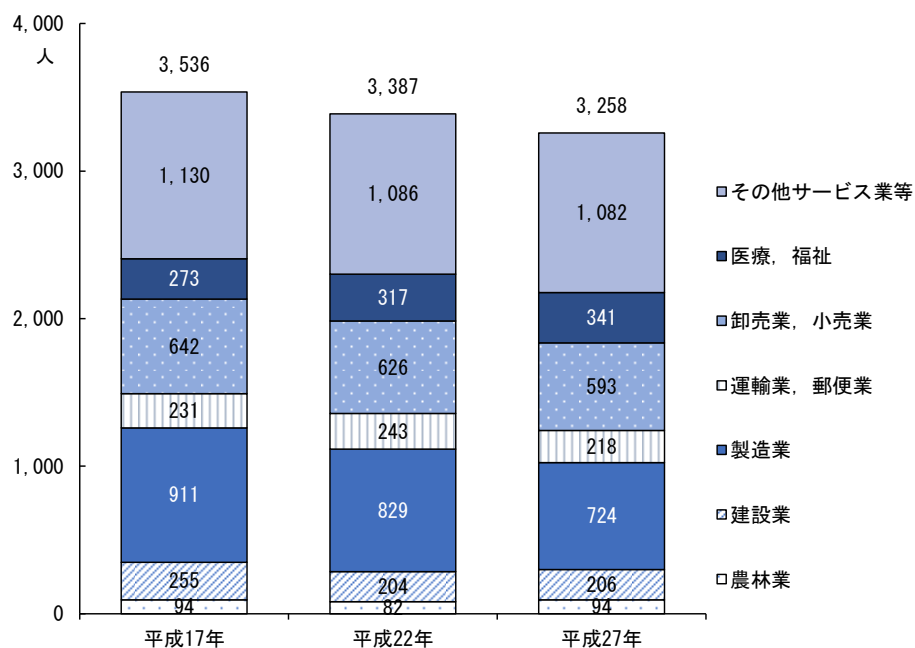
		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
就業人口合計		3,899	3,536	3,387	3,258
第1次産業	A 農業、林業	122	94	82	94
第2次産業	D 建設業	279	255	204	206
	E 製造業	1,120	911	829	724
第3次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業	43	26	24	22
	G 情報通信業	304	70	61	69
	H 運輸業、郵便業		231	243	218
	I 卸売業、小売業	774	642	626	593
	J 金融業、保険業	82	83	73	62
	K 不動産業、物品賃貸業	33	34	65	72
	L 学術研究、専門・技術サービス業	930		72	61
	M 宿泊業、飲食サービス業		122	146	160
	N 生活関連サービス業、娯楽業			116	101
	O 教育、学習支援業		135	143	138
	P 医療、福祉		273	317	341
	Q 複合サービス事業		35	23	25
	R サービス業（他に分類されないもの）		448	172	180
	S 公務（他に分類されるものを除く）	180	140	115	110
分類不能	T 分類不能の産業	32	37	76	82
〔小計〕	第1次産業	122	94	82	94
	第2次産業	1,399	1,166	1,033	930
	第3次産業	2,346	2,239	2,196	2,152
	第1次産業（構成比）	3.1%	2.7%	2.4%	2.9% （全国 3.8%）
	第2次産業（構成比）	35.9%	33.0%	30.5%	28.5% （全国 23.6%）
	第3次産業（構成比）	60.2%	63.3%	64.8%	66.1% （全国 67.2%）

資料：国勢調査

※アルファベットは日本標準産業分類による。平成12年の「I 卸売業、小売業」には「飲食業」を含む。平成12年のL～Qの産業分類は、「R サービス業（他に分類されないもの）」に区分される。平成17年の「L 学術研究、専門・技術サービス業」、「N 生活関連サービス業、娯楽業」は、「R サービス業（他に分類されないもの）」に区分される。

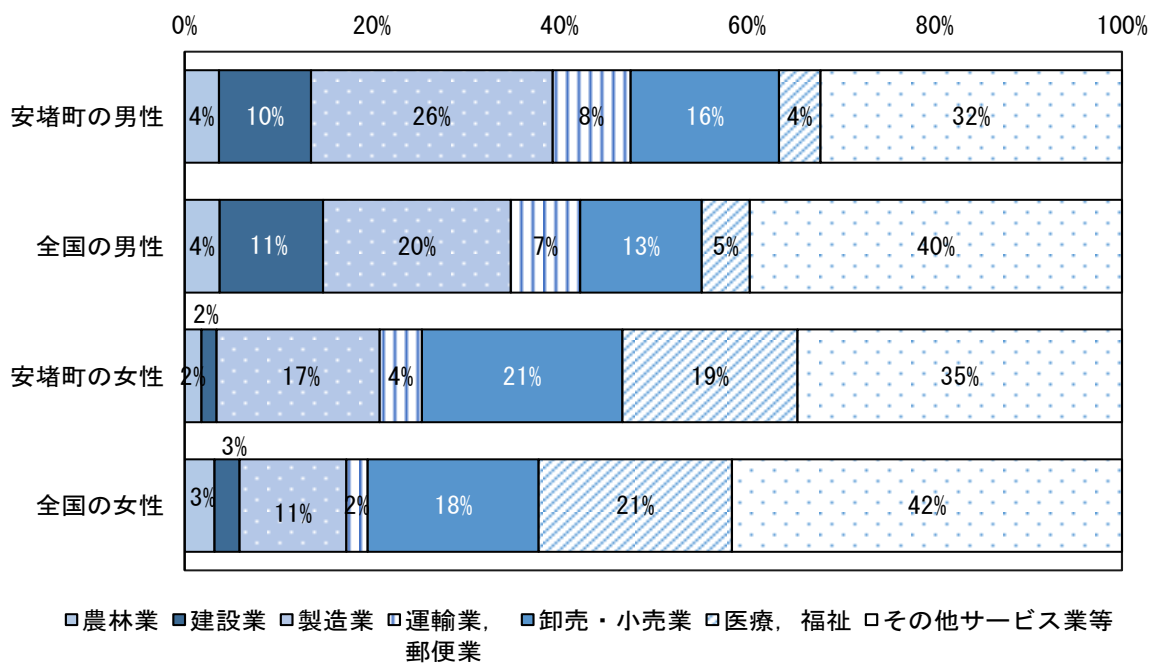
※小計欄の産業別構成比には、「分類不能の産業」は含めていない。

産業分類別就業人口の推移



資料：国勢調査

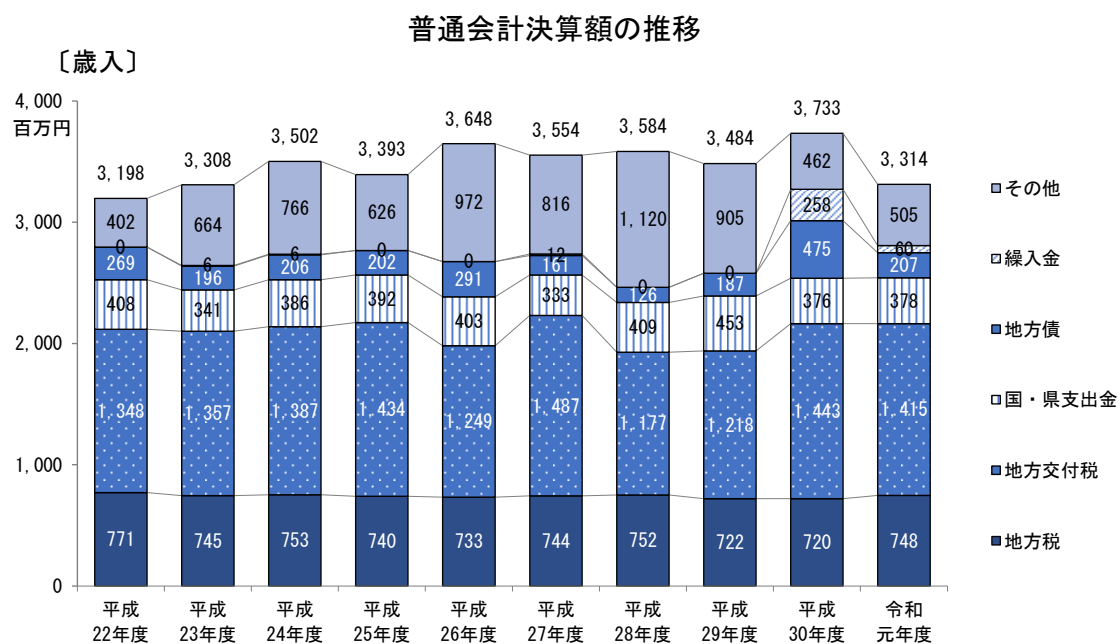
男女別の産業分類別就業割合の全国比較（平成27年）



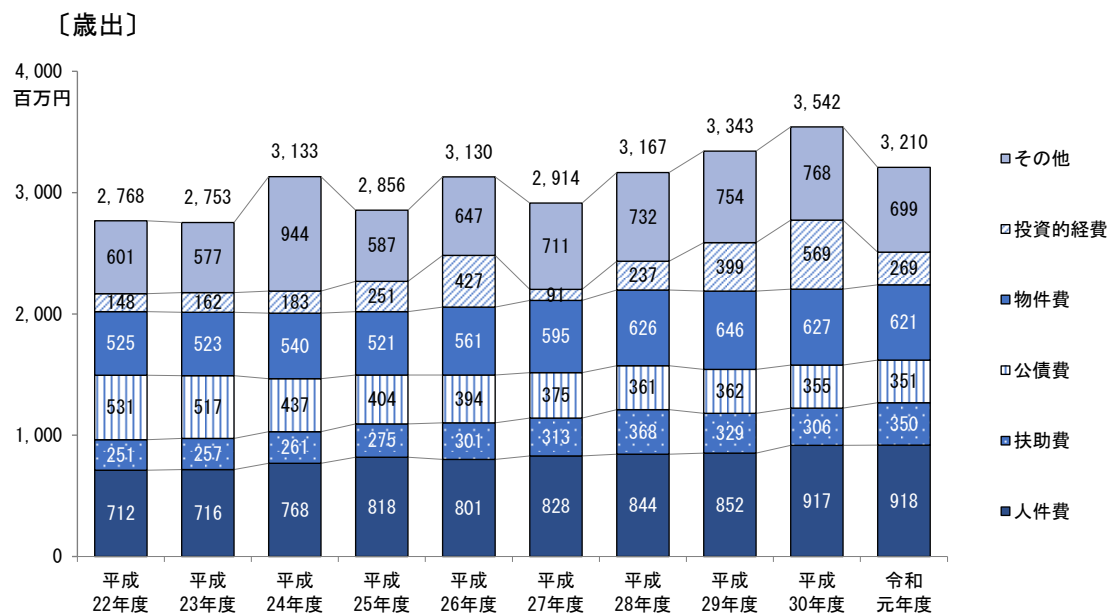
資料：国勢調査

第6節 財政の状況

令和元年度の本町の普通会計決算額の推移をみると、歳入合計は 33 億円、歳出合計は 32 億円となっており、平成 22 年度からの 10 年間の推移をみると、財政規模は、拡大基調にあります。また、人件費や物件費が増加傾向にあり、平成 30 年度、令和元年度と財政調整基金を繰り入れて財源としたところです。



資料：決算統計

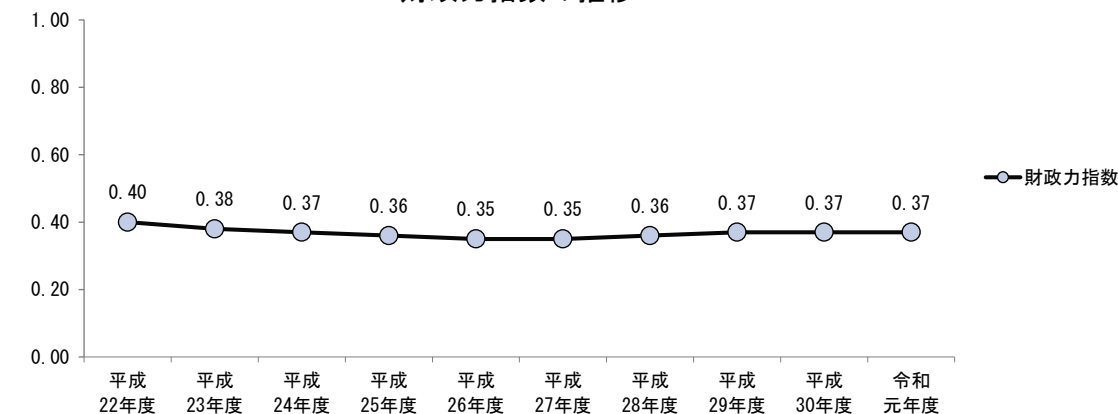


資料：決算統計

1を基準に自治体を運営するのに必要な経費に対して、国・県等に依存しない収入がどれくらいあるかを示す「財政力指数」は、平成22年度は0.40でしたが、一時0.35まで落ち込み、近年はやや回復して0.37となっています。

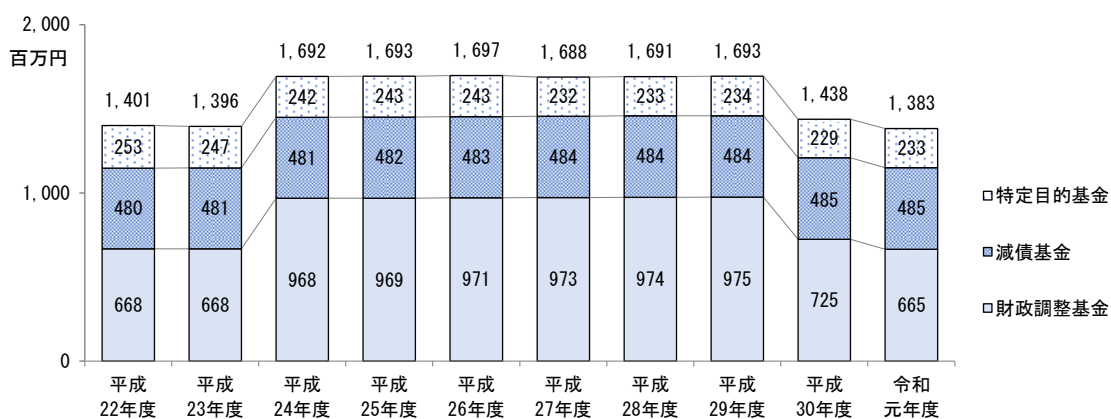
令和元年度の基金残高は13.8億円、地方債残高は31.1億円です。

財政力指数の推移



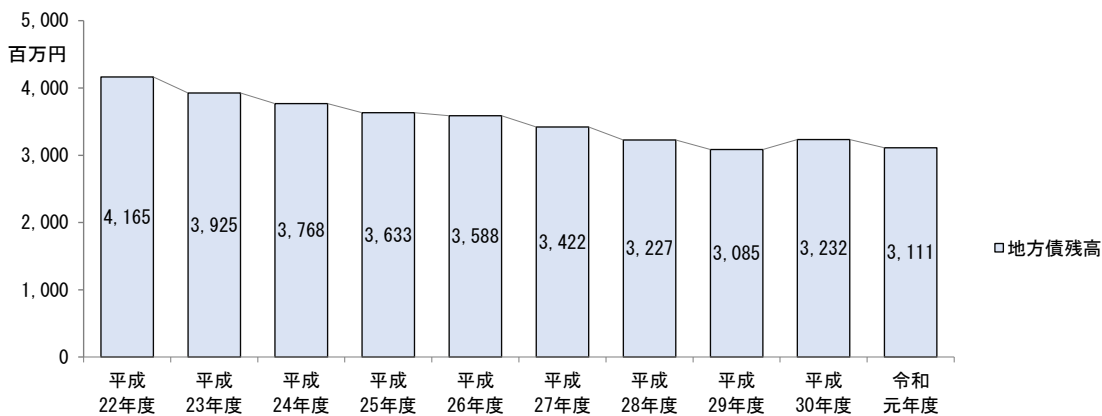
資料：決算統計

基金残高の推移



資料：決算統計

地方債残高の推移



資料：決算統計

第5章 住民・事業所の意識・ニーズ

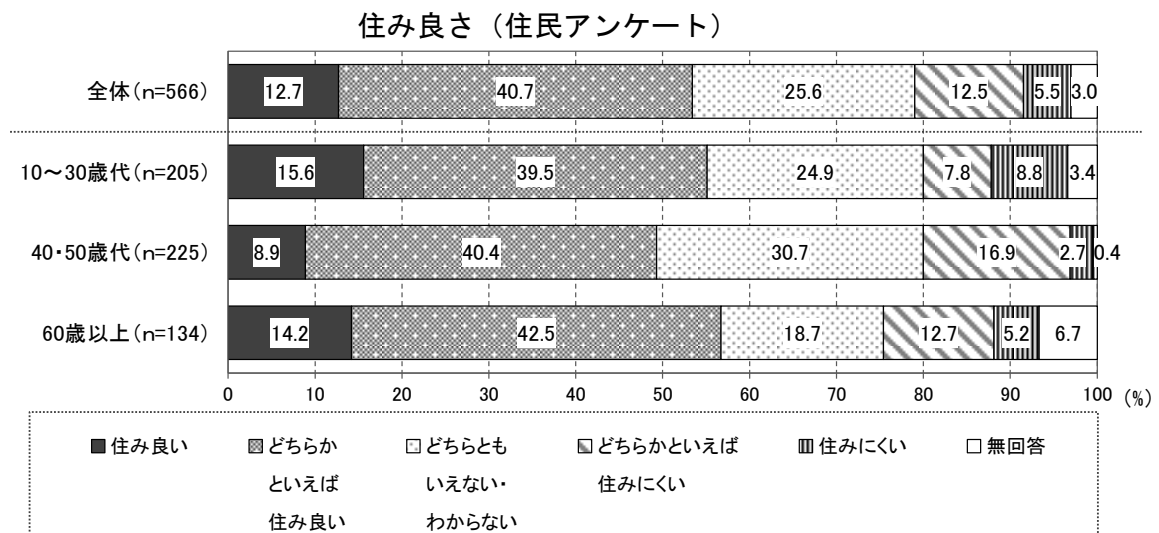
第5次安堵町総合計画、第2期安堵町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にむけた基礎資料とするために、令和2年10月から令和3年1月に、住民、中高生世代の若者、転入者・転出者、町内事業所を対象に、アンケート調査を実施しました。その結果からみたまちづくりに対する意識やニーズは、以下のとおりです。

アンケート調査の方法

種類	まちづくり アンケート	若者 アンケート	転入者 アンケート	転出者 アンケート	事業所 アンケート
対象	18歳以上の住民	中高生世代の若者	町への転入者	町外への転出者	町内事業所・者
実施期間	令和2年10～11月	令和2年10～11月	令和2年10月～ 令和3年1月	令和2年10月～ 令和3年1月	令和2年10～11月
調査方法	郵送法	学校または郵送	窓口	窓口	郵送法
配布数	1,500票	260票	2票	11票	125票
回収数	566票	179票	2票	11票	77票
回収率	37.7%	68.8%	—	—	61.6%

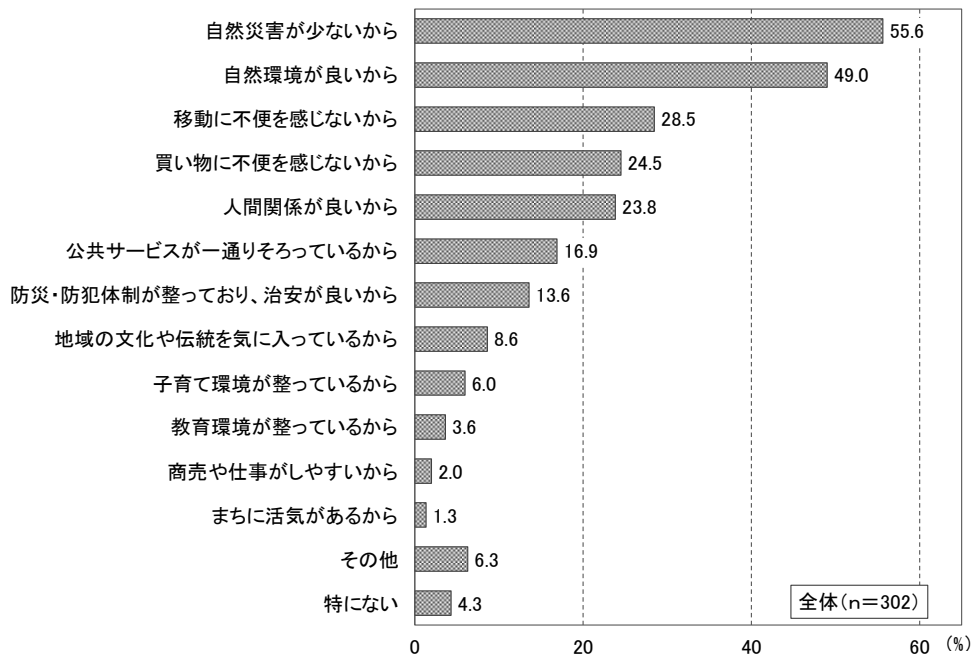
第1節 安堵町の住み良さ

住民アンケートで「住み良さ」をみると、「住み良い」が13%、「どちらかといえば住み良い」が41%、「どちらともいえない・わからない」が26%、「どちらかといえば住みにくい」が13%、「住みにくい」が6%となっており、中でも「10～30歳代」で「住み良い」の割合が、「40・50歳代」で「どちらかといえば住みにくい」が高い傾向がみられました。

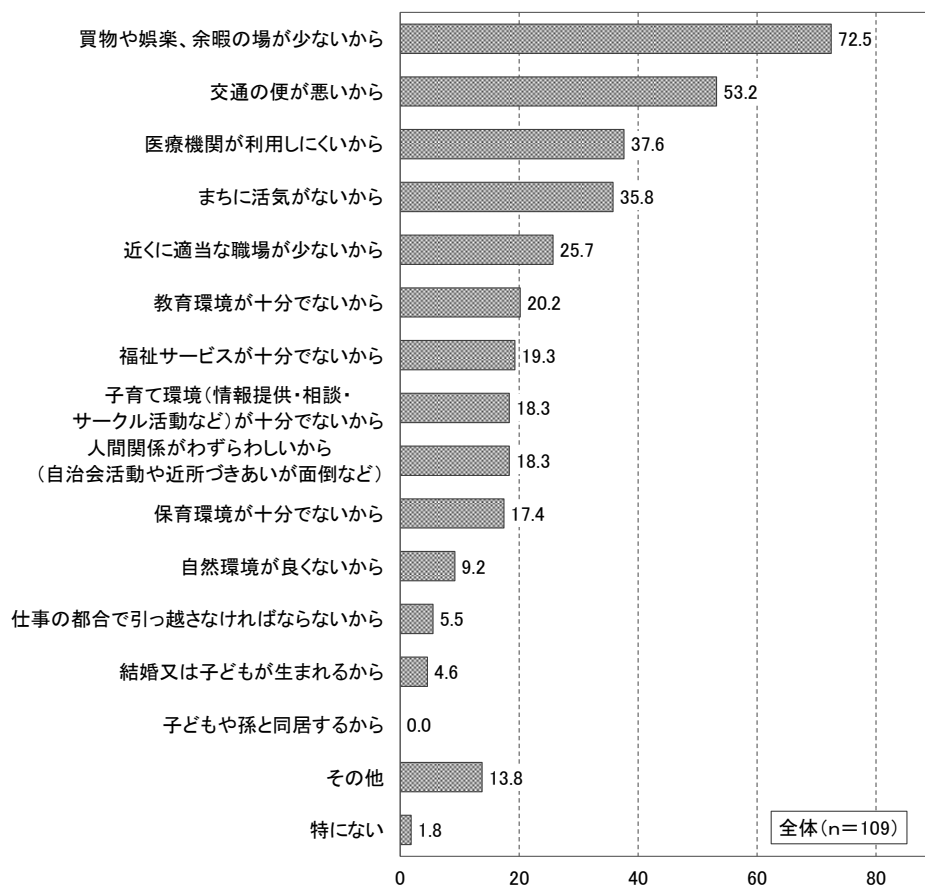


「住み良い」と思う理由は、「自然災害が少ないから」、「自然環境が良いから」、「移動に不便を感じないから」の順、「住みにくい」と思う理由は、「買物や娯楽、余暇の場が少ないから」、「交通の便が悪いから」の順となっており、町の強みを伸ばし、弱みを改善することで、「住み良い」と思う割合を向上させていくことが望めます。

住み良いと思う理由（住民アンケート）



「住みにくい」と思う理由（住民アンケート）

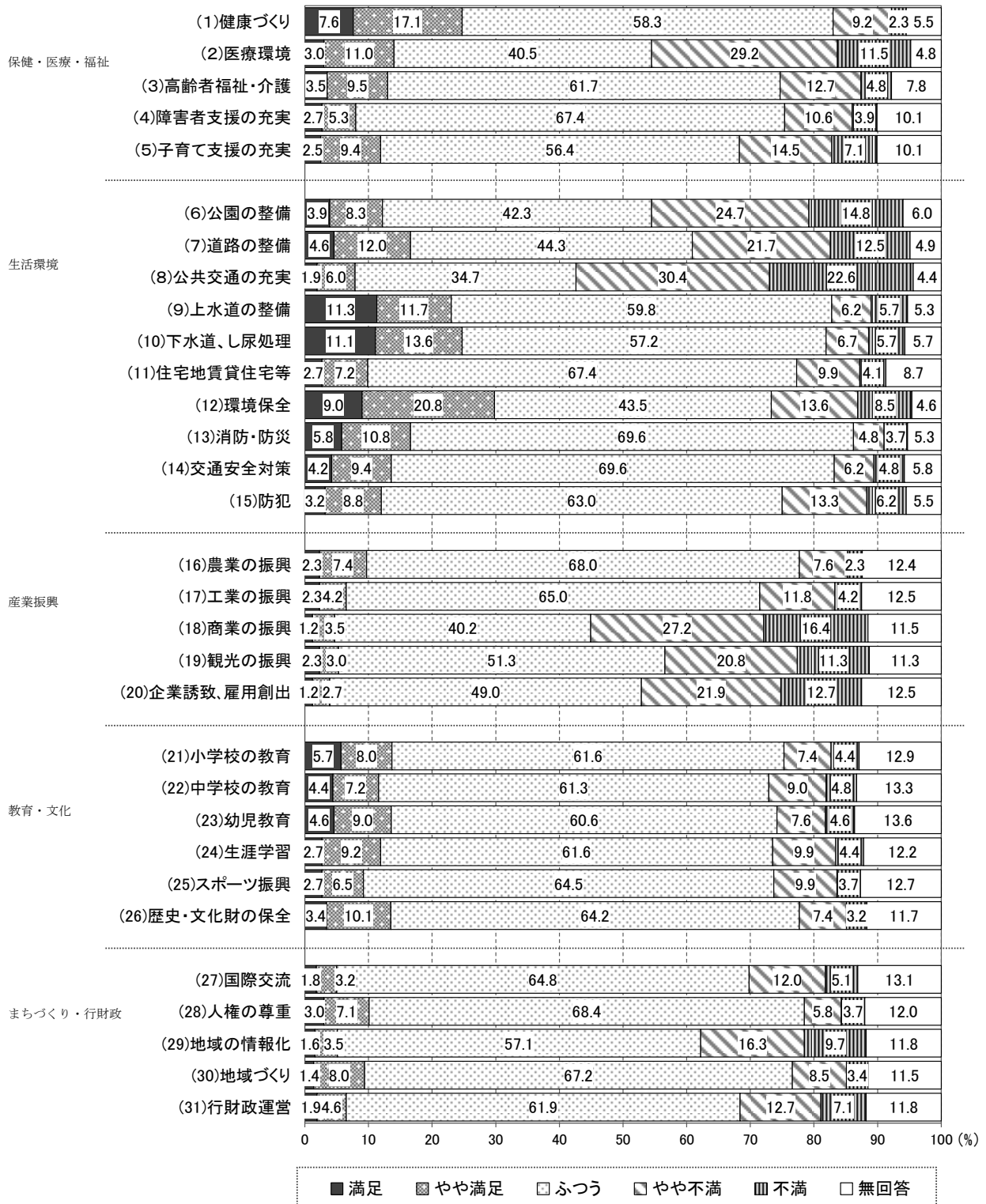


第2節 施策満足度

住民の施策分野ごとの満足度をみると、「ふつう」の割合が高いものの、満足度（「満足」＋「やや満足」）が高い分野として、「健康づくり」や「上水道の整備」「下水道、し尿処理」「環境保全」が、不満度（「やや不満」＋「不満」）が高い分野として、「医療環境」「公園の整備」「道路の整備」「公共交通の充実」「商業の振興」「観光の振興」「企業誘致、雇用創出」があげられます。

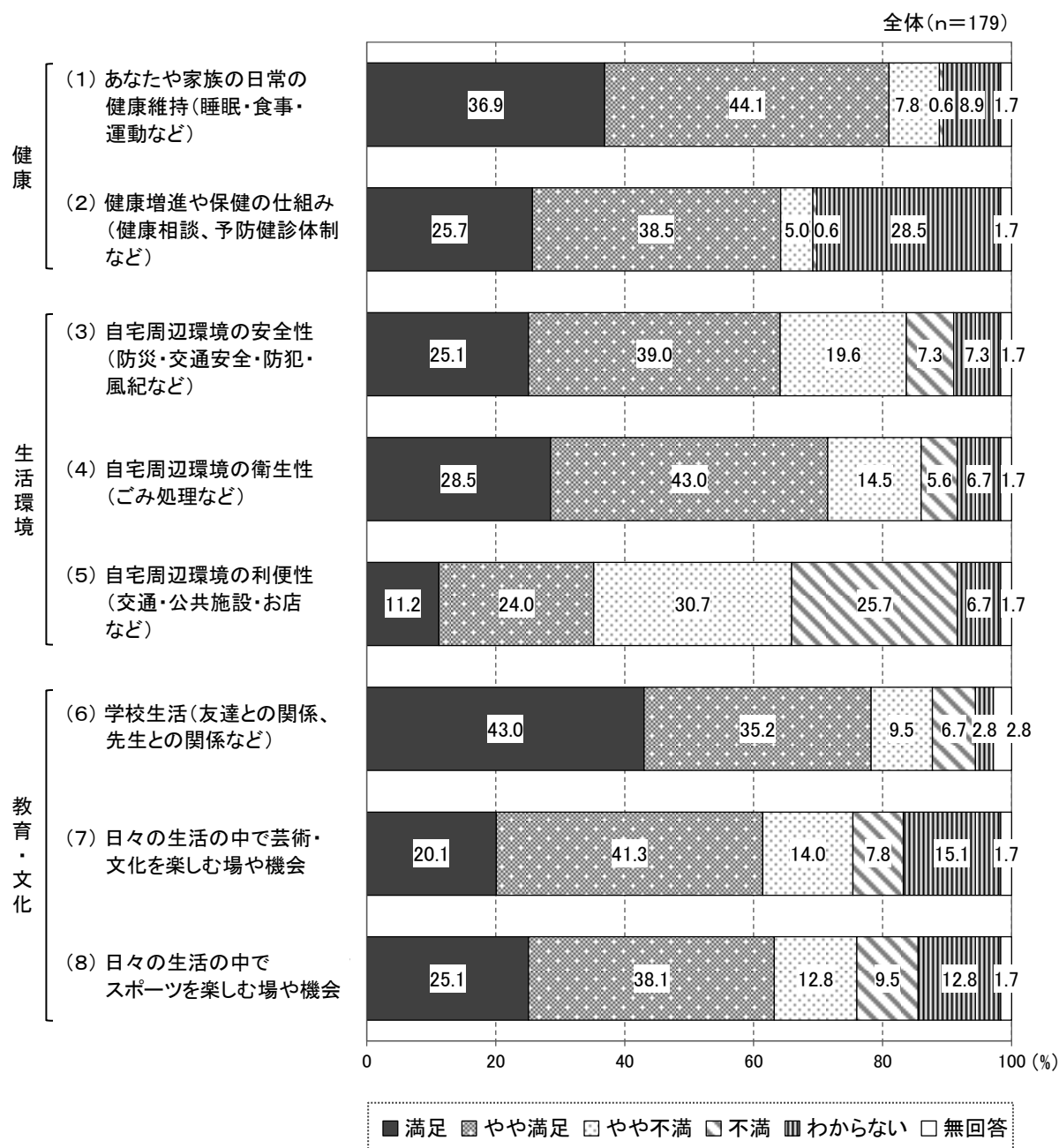
施策分野ごとの満足度（住民アンケート）

(n=566)



若者（中高生）世代に、まちづくりや生活についての満足度をたずねたところ、「自身や家族の日常の健康維持」や「学校生活」には、約8割が「満足」または「やや満足」と回答している一方、「自宅周辺環境の利便性（交通・公共施設・お店など）」について、「不満」または「やや不満」が6割近くにのぼっています。

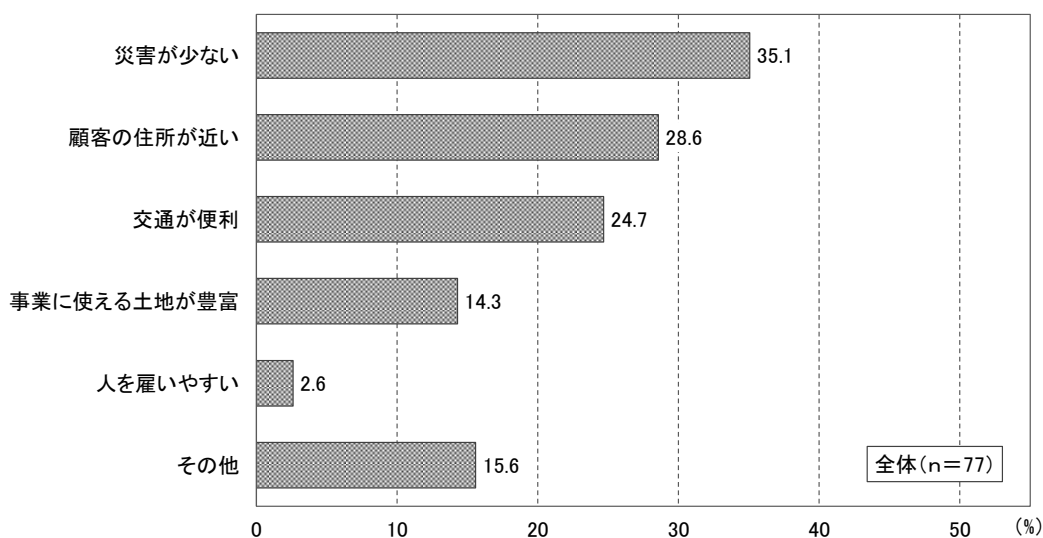
まちづくりや生活についての満足度（若者（中高生）世代アンケート）



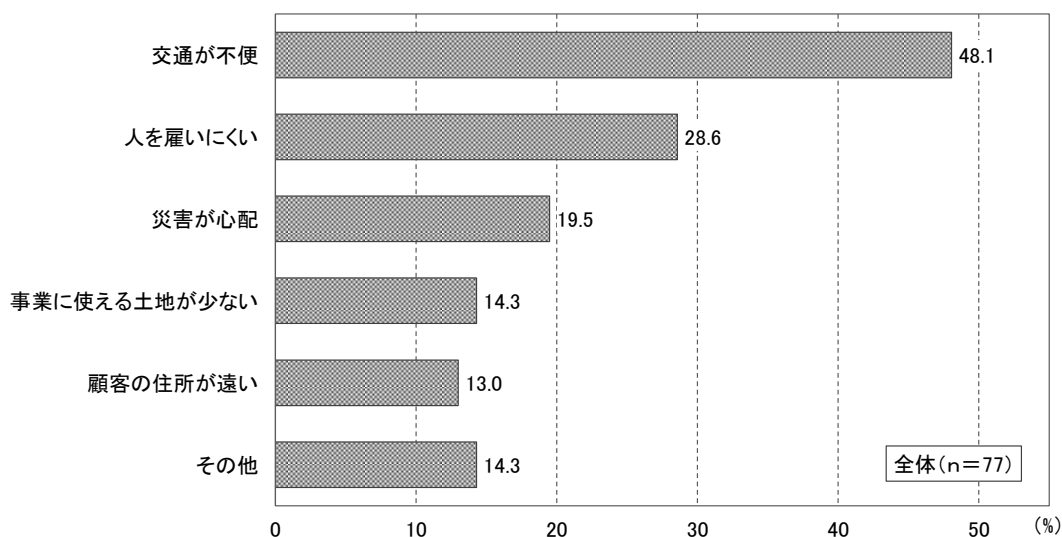
第3節 安堵町での事業所経営の強みと課題

本町の事業所経営者に、現在の事業所の立地の「良い点」と「不便な点」をたずねたところ、「良い点」では「災害が少ない」が、「不便な点」では「交通が不便」が筆頭に上がりました。また、「良い点」の第2位に「顧客の住所が近い」、「不便な点」の第2位に「人を雇いにくい」があがっており、奈良盆地の中央部に位置し、自動車交通の利便性が高い強みと、鉄道の駅がない弱みが事業所経営に影響していることが想像されます。

現在の事業所の立地の良い点（事業所アンケート）



現在の事業所の立地の不便な点（事業所アンケート）



第6章 第4次計画の推進状況

第4次総合計画の施策分野ごとの主な推進状況について、後期基本計画（平成28年度から令和3年度）を中心に振り返ると、以下のとおりです。

第1節 教育・文化分野

施策目標「生きがい～個性が輝く人が育ち、活躍するまちを創る～」を目指して、教育・文化分野について次のように取り組みを進めました。

1 学校教育

平成27年度に策定した「安堵町教育大綱」（平成30年度に一部改定）に基づき、子どもの個性と能力を伸ばし、生きる力を育む学校教育を推進しています。

小学生278名、中学生130名（令和2年5月1日現在）に対し、学校と家庭、地域が連携し、基礎学力向上、体力向上、生活習慣の確立に向けて取り組んでいます。

空調の整備（平成30年度）、トイレの洋式化（中学校平成29年度、小学校令和2年度）、「GIGAスクール構想」によるパソコン1人1台化・校内LAN整備（令和2年度）など、教育環境の整備も進みました。

2 生涯学習・スポーツ・レクリエーション

生涯学習は、生涯学習登録クラブ18クラブを中心に、住民主体の学びの活動が継続されるほか、和太鼓体験や陶芸、英会話などを学ぶ学習講座を実施して、学習活動のすそ野の拡大に努めています。

生涯スポーツは、総合型地域スポーツクラブや社会体育登録クラブ18団体を中心に、自主的な活動が繰り広げられるほか、水泳、体操などの教室を実施し、参加を促進しています。

日頃の成果を発表する機会として、文化祭、町民体育祭、マラソン大会なども開催しています。

生涯学習、生涯スポーツともに、参加者の固定化が課題であり、新型コロナウイルス感染症による活動自粛からの復活を進める必要もあります。

3 地域文化（歴史・文化・生活環境・風習・伝統芸能）

歴史民俗資料館を中心に、貴重な文化財や民芸品などの保存・展示や「昔の暮らし実演体験会」など参加型行事の企画等により、住民や来訪者が本町の歴史・文化に親しむ機会づくりに努めています。

平成24年に町文化財保護条例を制定し、調査研究を経て、年間1件程度、町文化財を指定し、地域の文化遺産の掘り起こしを進めています。

4 交流（国際交流・地域間交流・地域内交流）

国際交流については、近年、全国的にインバウンド観光が急増しましたが、本町では、外国人観光客の受け入れ体制は十分でなく、また、町内在住の外国人と住民との交流機会づくりも行えていない状況です。

地域間・地域内交流については、平成 30 年に明治 150 年関連事業として、郷土の偉人今村文吾、勤三、荒男の顕彰や、奈良県、五條市、十津川村、東吉野村と連携した「天忠（誅）組」の考証事業など、新たな広がりが生まれつつあります。

5 人権・男女共同参画

安堵町人権教育推進協議会と連携して、人権講演会を毎年開催するなど、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等に関わる人権問題の解決に向け、啓発・教育事業を進めています。

平成 28 年度に、部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法、障害者差別解消法の人権三法が施行されており、その理念に沿った取り組みを一層強化していく必要があります。

第2節 保健・医療・福祉分野

施策目標「やさしさ～すこやかで 笑顔のある まちを創る～」を目指して、保健・医療・福祉分野について次のように取り組みを進めました。

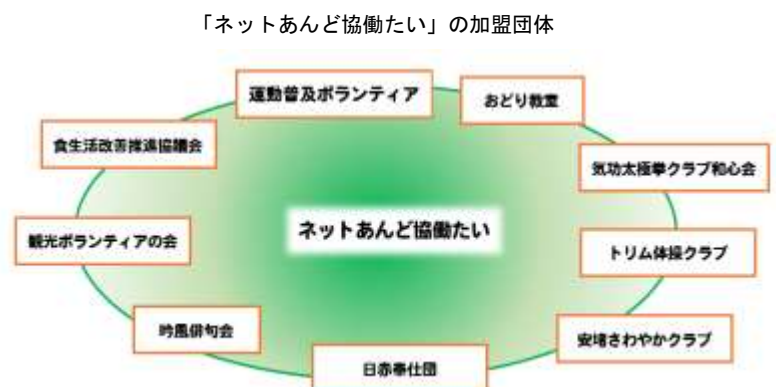
1 健康づくり

平成 24 年度に策定した「第 2 期すこやか安堵 21 計画・安堵町食育推進計画」に基づき、「ネットあんど協働たい」（7 団体約 150 名）とともに、住民の自主的な健康づくり活動を促進しています。

生活習慣病の予防・重度化防止のため、健（検）診の受診率の向上に努め、必要な受療・保健指導が受けられるように個別アプローチを実施しています。

母子保健については、集団健診、全家庭訪問により、妊娠期から出産期、子育て期の一貫したきめ細かな支援に努めています。

生活習慣病やこころの病気、子育て世帯の孤立化や発育に心配のあるケースなど、多岐にわたる健康課題に対応する専門職の安定的な確保と健康づくりボランティアの一層の養成が求められています。



2 高齢者福祉

3年毎に改定する「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者の介護予防の取り組みを推進するとともに、介護保険制度の安定運営に努めています。

介護保険は、平成27年度に「地域包括ケアの強化」を図るための制度改正がされ、本町においても、認知症サポーター養成、認知症カフェといった認知症施策、「いきいき百歳体操」、「健康ウォーキング」など介護予防活動の普及促進、広域での在宅医療・介護の連携のしくみづくりなどを進めました。

3 障害者福祉

障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者総合支援法・児童福祉法に基づく「障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、障害者の自立と社会参加を促進する施策を進めています。

西和7町障害者等支援協議会で圏域の相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、自治体職員とともに地域の障害者支援についての情報を共有し、必要な支援に結びつける活動を展開しています。

4 児童福祉

子ども・子育て支援事業計画に基づき、子ども・子育て支援サービスの提供を進めています。町立保育所、私立幼稚園が令和元年度から町立の幼保連携型こども園に移行し、従来から実施されてきた子育てサークル、子育て広場の活動も一層発展しています。

共働き家庭等の児童の放課後の健全育成を目的とした「学童保育事業」と多様な体験・活動を通じて、自主性や社会性を育むことを目的として、総合センターひびきにて放課後の遊びや学びを通じた健全育成を進めています。

5 地域福祉

社会福祉協議会が中心的な推進役となりながら、民生委員、自治会、老人クラブ（安寿会）、地域住民が協力して、援助を必要とする方に対して地域での見守りと共に可能な支援を行っています。社会福祉協議会は高齢者の地域包括ケアを束ねる地域包括支援センターを運営しています。また、平成31年には、生活の困りごと支援を行う有償ボランティアの組織化も実現しました。

6 国民健康保険・国民年金

国民健康保険は、自営業者や無職の方等が被保険者、町が保険者となり医療給付を行う制度であり、町では診療報酬請求管理など保険財政の安定運営に努めています。平成20年度から保険者単位にメタボリック・シンдрーム予防に重点を置いた特定健康診査・特定保健指導を実施しており、きめ細かな指導を基本に受診率・実施率の向上に努めています。また、国保データベースシステム等により、慢性腎臓病や心疾患・脳血管疾患等重症化の動向を把握し、生活習慣改善が必要な方、受療が必要な方に保健指導を実施しています。

国民健康保険財政は、平成30年度に市町村単位から県単位の運営に移行しており、令和6年度の保険料統一化にむけた取り組みを進めていく必要があります。

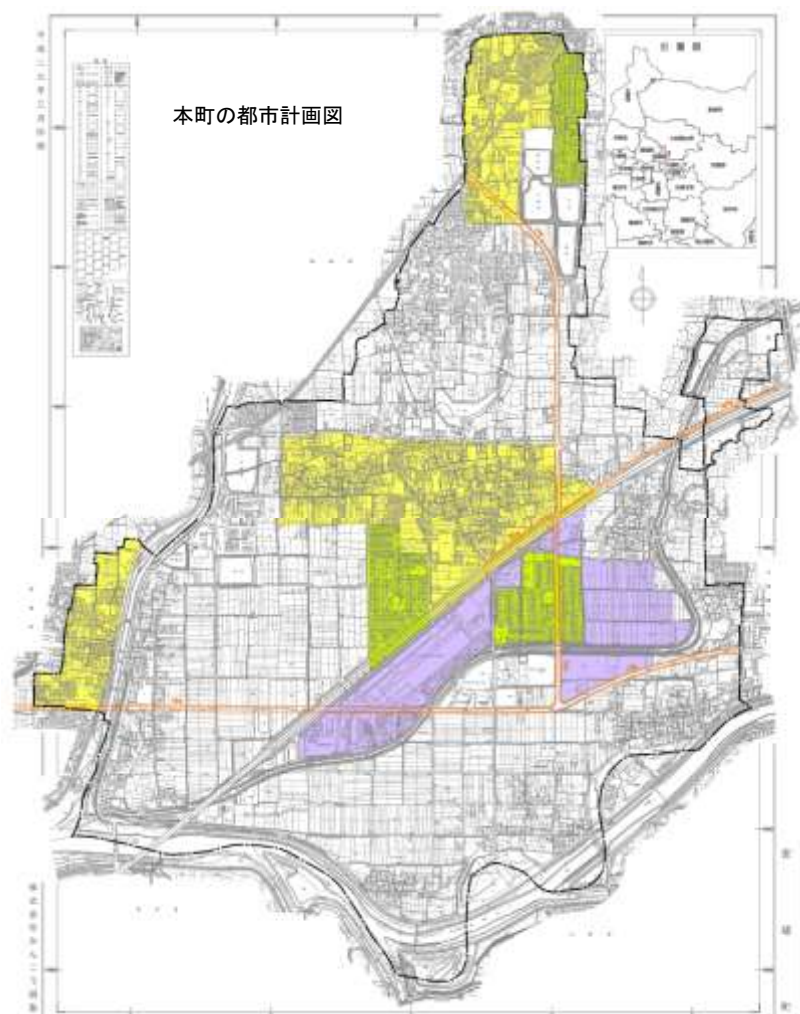
第3節 生活環境分野

施策目標「心地よさ～美しく 住みやすさのある まちを創る」を目指して、生活環境分野について次のように取り組みを進めました。

1 土地利用

本町は、全域が大和都市計画区域に指定され、中央部と北部、西部の 1.21 k m²が市街化区域として第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準工業地域に用途指定され、残りの 3.1 k m²が農業振興地域に、うち 1.1 k m²が農用地に指定されています。

優良農地の保全や防災機能の強化を図りつつ、京阪神大都市圏の一角として都市的な土地利用の需要に対応していく必要があります。平成 27 年度には、都市計画マスタープランを改訂し、28 年度には、岡崎地区の一部を市街化区域に編入するとともに、国土交通省により、窪田地区の約 20 h a で大和川水系河川整備計画に基づく直轄遊水地の整備計画が進められています。



直轄遊水地の整備箇所



資料：国土交通省

2 道路交通

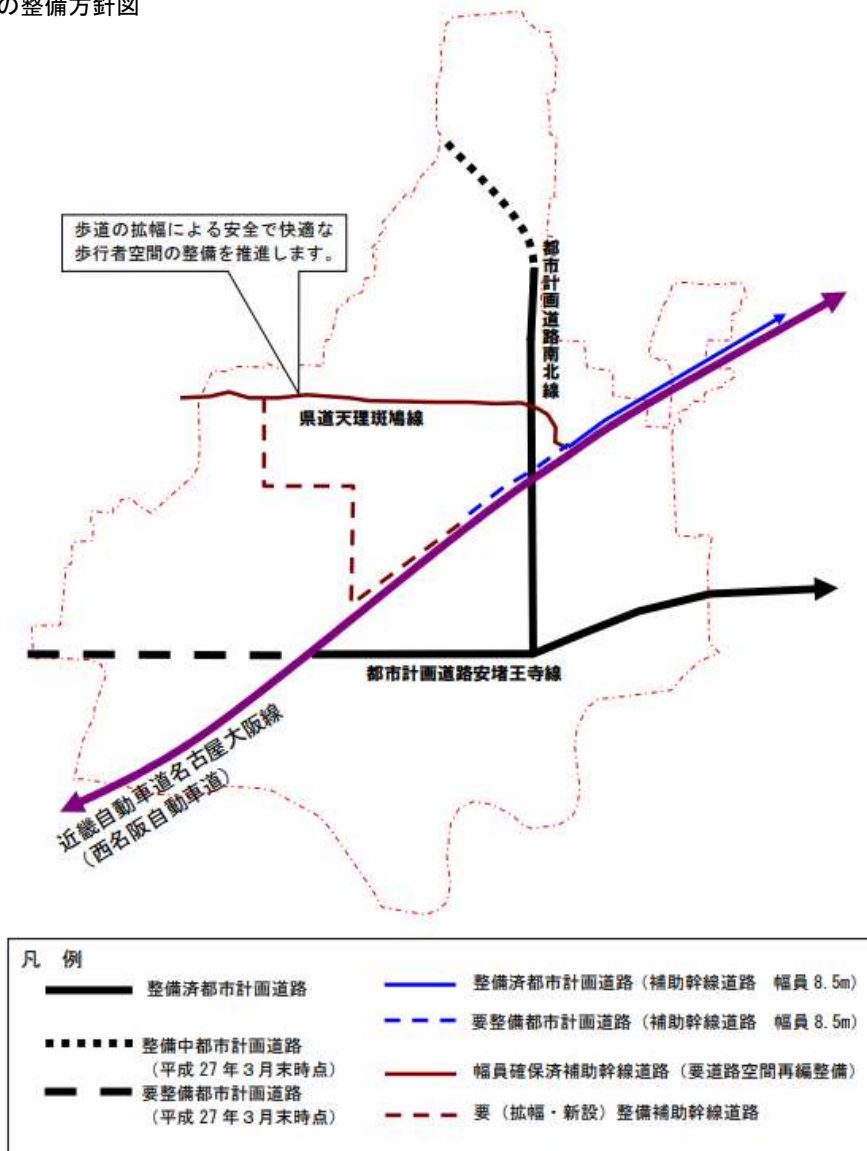
幹線道路は、南北の軸である都市計画道路南北線（県道大和郡山広陵線）、東西の軸である都市計画道路安堵王寺線の整備が順次進められてきました。しかしながら、都市計画道路の整備状況も考え、見直しの検討も必要となりつつあります。都市計画道路安堵南北線（県道大和郡山広陵線）については、国道25号線にアクセスできるように、道路整備を進めていきます。

生活道路については、道路パトロール等により随時修繕を実施しています。

また、平成26年度施行の道路法施行規則の一部改正により、道路管理者に5年おきの全橋梁点検と要修繕橋梁の修繕が義務化されており、本町においても橋梁長寿命化計画を策定し、随時点検を行っています。

公共交通については、コミュニティバス運行事業とタクシー運賃助成を行っています。望ましい公共交通のあり方について、継続的に検討していくことが求められます。

都市計画マスタープランにおける
道路の整備方針図



資料：安堵町都市計画マスタープラン（平成 28 年 2 月）

3 情報通信

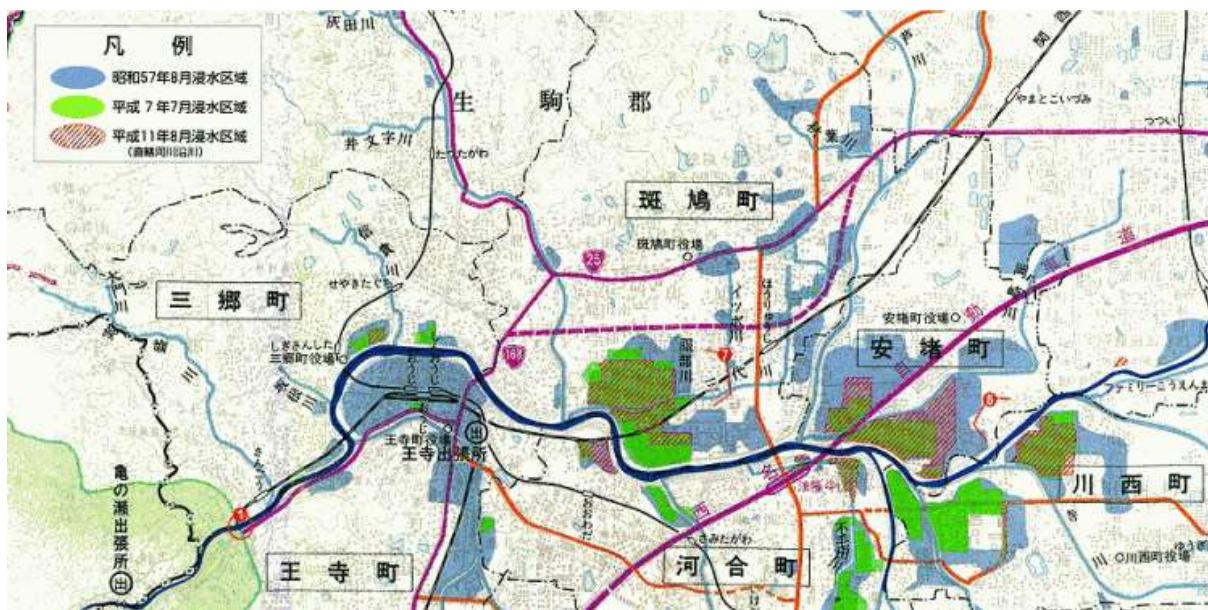
行政情報システムについて、個人番号利用事務系（基幹系）、L G W A N系、インターネット系）に分割する「三層の対策」を実施するなど、情報セキュリティ対策の強化を図っています。情報通信技術は、今後も急速な進展が予想されるため、本町にとって有益なサービス・事業を活用していくことが望まれます。

また、町内全域放送装置やメール配信サービスが住民への一斉広報を担っており、その機能を引き続き維持・強化していくことが求められます。

4 治水対策事業

大和川は、本町付近で佐保川、富雄川などの支川が合流し、亀の瀬の狭あい部で生駒山地を通過し、大阪湾に注いでいます。こうした地形的要因から、流域市町村では、昭和 57 年、平成 7、11 年などに水害に見舞われ、抜本的な対策が不可欠な状況です。このため、国土交通省では、大和川中流域強靱化事業により、窪田地区に直轄遊水地の整備を進めているところです。

大和川の出水状況



資料：国土交通省近畿地方整備局 大和川河川事務所ホームページ

5 公園・緑地

本町では、安堵中央公園、かしの木台公園などの都市公園の維持管理を行っています。人々が集い、憩い、交流ができる空間づくりを進めていくことが期待されます。

6 住環境

本町の住宅地は、伝統的な日本家屋が集まる農村集落と戦後開発された住宅団地があり、農村集落は奈良らしい美しい町並み景観がみられる一方、道路が狭あいでは車社会の現代においては生活しづらい側面があります。また、住宅団地は、開発時の同世代一斉入居による急激な少子高齢化が課題となっています。

また、本町では、昭和 53 年から 55 年にかけて整備した町営住宅 4 棟 84 戸と昭和 62 年から平成 15 年にかけて整備した改良住宅 15 団地 134 戸を管理しており、一部は第 5 次総合計画期間内に耐用年数を迎えることから、公共施設総合管理の観点で住宅ストックの適正化を検討していくことが求められます。

本町の住宅の多くは木造であり、改修等により耐震性を高めていくことが求められます。

また、平成 30 年 3 月に空家等対策特別措置法に基づく「安堵町空家等対策計画」を策定し、空家等対策を総合的かつ計画的に推進することが求められます。

7 循環型社会

ごみ処理については、本町では、これまで可燃ごみを町内の環境美化センターで、不燃ごみや粗大ごみは法定の分別・リサイクルを行った上で、事業者委託により処理を行ってきましたが、焼却炉に不具合が生じたため令和 2 年 8 月から可燃、不燃等すべての処理を天理市に委託しています。

令和 7 年度から、山辺・県北西部広域環境衛生組合（構成市町村：大和高田市、天理市、山添村、三郷町、安堵町、川西町、三宅町、広陵町、上牧町、河合町）において、天理市内に焼却施設、粗大・リサイクル施設を新設して共同運営していく計画であり、その体制への円滑な移行が求められます。

循環型社会の形成を図るため、今後も、ごみの 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）の啓発と不法投棄の防止に努める必要があります。

新ごみ処理施設の予定地



資料：山辺・県北西部広域環境衛生組合（一部加工）

8 上水道

本町の上水道は、町の水源を確保し浄水場を運営してきたほか、県営水道の受水も行ってきましたが、令和2年度より町の浄水場を廃止して県水100%の体制に移行しています。水道管などの施設・設備は、年々、劣化していくため、耐震管への移行も兼ねた更新事業を進めており、今後も継続していく必要があります。また、奈良県では、令和7年度を目標に、県内市町村の県域水道一体化を進めており、その体制への円滑な移行を促進していくことが求められます。

9 下水道

奈良県では昭和45年から大和川上流流域下水道の整備を進め、浄化センターに近く、幹線の下流部にあたる本町では整備が進むとともに、住民の理解と協力により水洗化も進み、普及率は平成23年度の82%が令和2年度には95%に、水洗化率は平成23年度の62%が令和2年度には69%に上昇しています。

10 消防・救急

本町の常備消防は長らく西和7町による西和消防組合により運営されてきましたが、平成28年4月に奈良市・生駒市を除く37市町村による奈良県広域消防組合による運営に移行しています。町内には西和消防署東分署が配置されています。

一方、町では消防団を組織し、万全の体制で消火活動や水防活動にあたっています。近隣自治体と合同で出初式、団員教育訓練や防火パレードなども実施し、消防力の向上や住民の防火・防災意識の啓発に努めています。

11 防災・防犯・交通安全

防災については、東日本大震災やその後の熊本地震、全国的に相次ぐ水害・土砂災害を受けて、平成28年3月に地域防災計画を改定するとともに、令和2年度に防災マップ・洪水ハザードマップを更新し、住民への周知に努めています。また、備蓄の確保や民間事業所との防災協定の締結などの予防対策を進めています。

防犯・交通安全については、青色防犯パトロール活動や交通安全教室など地域ぐるみの活動を続けています。

こうした生活安全活動は、各自治会の役員を中心に構成される安堵町防犯・防災推進協議会の協力を得て行ってきましたが、地域の高齢化の進展により、同会が安堵町防犯推進協議会に改組されたため、自主防災については、災害時要配慮者への個別支援など、実践的な活動の再構築を図っていくことが求められます。

第4節 産業振興分野

施策目標「力強さ～活力と夢を育むまちを創る」を目指して、生活環境分野について次のように取り組みを進めました。

1 農業

本町の農業は、米を中心に野菜、畜産などが営まれ、平成 30 年の農業産出額は 4.5 億円となっています。総農家の 55%が自給的農家で、販売農家においても、副業的農家が 81%を占める中で、地域の優良農地を保全し、農産物の高付加価値化を図るためのしくみづくりが重要です。このため、平成 7 年に組織化された安堵町農業者リーダー会議などにより、遊休農地の活用や特産品開発の検討などが行われるほか、平成 19 年から毎週日曜に直売所「ほっと安堵朝市」を開催するなど、地産地消による地域活性化を図ってきました。

農業者の高齢化が進む中で、意欲ある担い手に農業資源を集中させ、地域の営農を継承していくことが大きな課題となっています。

本町の農業経営体数と農業産出額

	農業経営体数 (平成 27 年)	農業産出額 [川畑1][今中2] (平成 30 年)
米	116 経営体	12 千万円
雑穀	2 経営体	-
豆類	5 経営体	0 千万円
いも類	3 経営体	0 千万円
野菜	23 経営体	6 千万円
果実	4 経営体	1 千万円
耕種計		19 千万円
肉用牛	2 経営体	6 千万円
乳用牛	1 経営体	17 千万円
鶏	1 経営体	3 千万円
畜産計		26 千万円
合計	129 経営体	45 千万円

本町の農家の形態（平成 27 年）

	戸数	構成比	
総農家数	277		
自給的農家数	151	55%	
販売農家数	126	45%	
主業農家数	8		6%
準主業農家数	16		13%
副業的農家数	102		81%

資料：農林水産省「市町村の姿 グラフと統計でみる農林水産業」（元データは農家数、農業経営体数が世界農林業センサス、農業産出額は農林水産省による推計値）。

2 商工業

本町には、大規模な工場や倉庫が立地し、地域の雇用の場となっており、恵まれた立地特性を生かし、こうした機能のさらなる強化を図っていくことが期待されます。

また、近年、町内にコンビニエンスストアやホームセンターが立地し、住民の利便性が向上しています。移動店舗など、高齢者に対応した新たな形態のサービスも普及しつつあります。

一方で、既存事業所の中には、人手不足や従業者の高齢化、設備の老朽化など、課題を抱えるところもあり、新型コロナウイルス感染症の影響による売り上げ減少からの回復も急がれる状況となっています。

商工会等と連携しながら、経営相談・支援を進め、地域の商工業を活性化していくこと

が求められます。

3 観光

近隣市町村と比べて観光資源が多くない中、民間による宿泊施設「うぶすなの郷 TOMIMOTO」が開業し、安堵町文化観光館「四弁花」、東安堵観光駐車場を整備し、文化財の案内板の設置を進め、大型観光バスによる集客が可能な歴史・文化観光ゾーンの強化を図りました。また、「灯芯保存会」や「安堵観光ボランティアの会」が体験観光の受け入れや観光ガイドを精力的に行っています。

第5節 まちづくり・行財政分野

施策目標「まちづくりの推進」として、まちづくり・行財政分野について次のように取り組みを進めました。

1 みんなで進める協働のまちづくり

本町には、コミュニティの単位として大字（だいじ）があり、大字ごとに自治会が組織され、地区のコミュニティ施設を拠点に、環境美化、防犯防災、サロン活動など、様々な地域活動を行っており、今後も自助・共助の意識の醸成を図り、それぞれの力が発揮される地域社会を構築する必要があります。

また、平成 28 年 3 月に「安堵町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地域創生を図る事業を推進してきました。定住人口増を目指す「転入世帯家賃補助事業」や「安堵町地域交流館なでしこ」の整備などを行っていますが、ベッドタウンとしての性格の強い本町において、コミュニティビジネスの起業による地域創生は、道半ばの状況です。

2 行財政

行政の組織力強化を図るため、機構改革による部課の適正配置を進めるとともに、行政経営改革研修などの各種研修や人事評価制度の運用を通じ、一人ひとりの能力が発揮される組織づくりに努めています。

財政運営については、収納強化に取り組むとともに、平成 28 年度に公共施設等総合管理計画を、令和元年度に財政健全化計画を策定し、収入の確保と費用の削減に向けた取り組みを進めているところです。

3 広域行政

広域行政については、奈良県広域消防組合、王寺周辺広域休日応急診療施設組合、老人福祉施設三室園組合、奈良広域水質検査センター組合で共同事務を行うとともに、昭和 45 年から西和 7 町で「王寺周辺広域市町村圏協議会」を組織し、青少年育成、交通安全、自主夜間中学運営に対する支援やFMラジオ利用した情報発信などを行ってきました。

広域市町村圏協議会については、令和 3 年 3 月末で廃止されたため、今日的な広域行政課題に対応するための連携のあり方を検討していくことが求められます。

また、「市町村合併に代わる奈良県という地域にふさわしい行政のしくみ」として、県と市町村の役割分担による広域連携「奈良モデル」を活用していくことも求められます。

第7章 社会動向と安堵町の課題

近年の社会動向と、それをふまえた安堵町のまちづくりの課題は、以下のとおりです。

第1節 新型コロナウイルスなど危機管理対策の推進

令和2年に入り、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症の世界的蔓延が、住民生活に深刻な影響を及ぼしています。これまで、マスクなど資機材の確保、「三つの密」（密閉・密集・密接）の回避、患者受け入れ医療機関の確保、移動の自粛などが行われてきましたが、ワクチン・治療薬が普及するまでは、衛生管理を徹底しつつ、感染拡大防止と社会活動の共存を図っていくことが求められます。

また、未曾有の被害をもたらした東日本大震災から10年が経過し、この間も、熊本地震、平成30年7月豪雨など、大規模な災害が相次いでいます。

本町では、南海トラフ巨大地震や、中央構造線断層帯、大和川断層帯などの直下型地震で大きな被害が生じることが予測されるとともに、昭和57年水害をはじめ、たびたび大きな被害を受けてきたことから、引き続き、ハード・ソフト両面から減災対策を推進し、想定外の災害が起こっても、命をつなぎ、被害拡大を防ぎ、まちの機能の早期回復を図る施策を推進することが重要となっています。

新型コロナウイルス感染症に対する主な対策

分野	内容
感染予防対策	・家庭、学校、職場でのマスクやフェイスシールド、パーテーション、消毒液など資機材の確保 ・対人距離確保（ソーシャル・ディスタンス）による「三つの密」（密閉・密集・密接）の回避 ・通学、通勤、外出の自粛（休校・イベントの中止）、リモートワークの推進 ・「新しい生活様式」の普及促進
治療	・感染者・濃厚接触者の隔離 ・感染受け入れ医療機関や検査機関の確保 ・医療資機材の確保 ・ワクチンの接種
経済的支援	・特別定額給付金事業、生活福祉資金（緊急小口資金）など、住民への経済的支援 ・雇用調整助成金（新型コロナ特例）など、事業所への経済的支援・休業補償 ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などによる経済対策

第2節 公的基盤の適正立地・適正規模化の推進

わが国は、今後、人口減少・少子高齢化が加速化し、令和 32（2050）年頃には 1 億人を割り込み、高齢化率も 4 割近くに上昇するものと推計されています。

こうした人口減基調の時代には、道路、上下水道、通信施設、公共施設などインフラの規模適正化（ダウンサイジング）が欠かせず、既存の施設の廃止や用途変更による有効活用を図るとともに、予防保全型の長寿命化を行い、費用負担の軽減に努めることが求められます。

その一方、次世代に必要な投資は、継続的に進めていくことが重要です。

奈良盆地においては、とりわけ、最短で令和 19（2037）年とされているリニア中央新幹線の開通をにらみ、奈良市附近駅の設置場所の早期決定と、決定後のアクセス道路整備等の投資を着実に進めることが求められます。

本町においても、リニア中央新幹線の開通後に地域に必要な公的基盤の適正立地を検討していくことが求められます。

第3節 自助・共助・公助による地域創生

「平成の大合併」により、市町村数が約 3,300 から約 1,700 になりました。規模のメリットや合併特例の財源により活性化した地域がある一方で、過疎が加速化した地域もみられます。本町は、平成 15～17 年に西和 7 町の合併協議に参加しましたが、合併には至りませんでした。

自主・自立を存続する最大のメリットは、住民と行政との距離が近いことに伴う住民本位のまちづくりです。国、都道府県、市町村という 3 層構造の地方自治制度のもとで、政令市・中核市も安堵町も同じしくみで国政、県政と向きあっています。

一方、自治体規模が小さいことは、行政サービスの基準が 10 万人都市とされていることから高度な行政サービスを提供する上で、事業費負担が大きくなったり、実施に時間を要したりまたは実施できないことが生じるなどといったことがあります。

小規模自治体が自主・自立のメリットを最大限に生かすには、自助・共助による「地域力」を高めることが有効であり、“しごと”を創り、“ひと”を呼び込み、“まち”を豊かにする、地域創生の取り組みを進め、「確かな地域力」をつけていくことが期待されます。

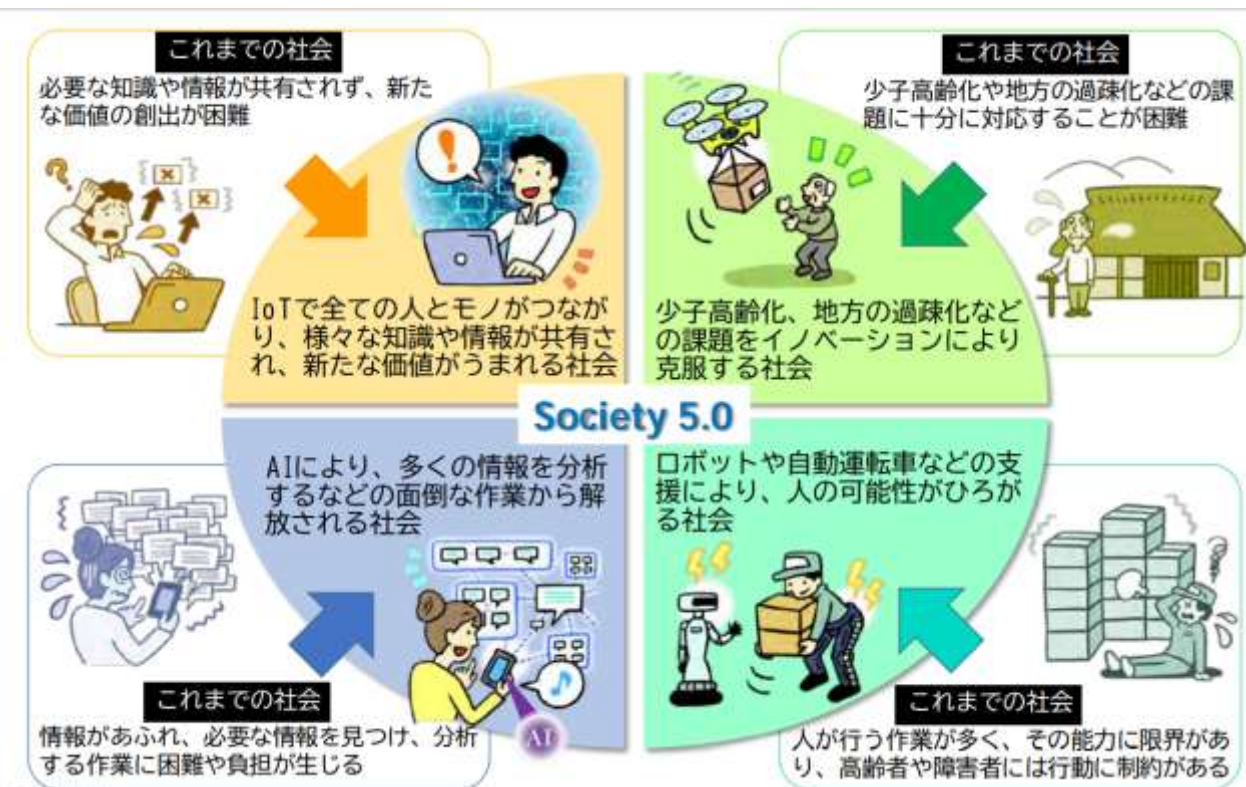
第4節 新しい国際化・情報化時代への対応

わが国がバブル経済後の低成長時代に移行したのちも、開発途上国といわれる多くの国では急激な経済成長・人口増が続いており、インバウンド観光の隆盛、日本産農産物の輸出拡大、さらには外国人技能実習制度改正による外国人材受け入れの強化など、日本を取り巻く国際情勢は大きく変化しています。町内や近隣の企業が、日々の取引で常に外国市場の影響を受け、小学校での英語教育が必修化される中で、本町においても、国際的な視野でまちづくりを進める必要があります。

一方、情報化に目を向けると、わが国では、IoT (Internet of Things)、AI (人工知能、Artificial Intelligence) 等の新たな技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れてイノベーションを創出し、社会的課題を解決する「超スマート社会」(Society 5.0) の実現を目指しており、本町においても、的確な対応を進める必要があります。

また、地球上の誰一人取り残さないよう国連が掲げた 2030 年までを期限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成される持続可能な開発目標 (SDGs) の理念に沿ってまちづくりや地域活性化に向けて取り組む必要があります。

Society 5.0 で実現する社会



資料：内閣府「Society 5.0 科学技術イノベーションが拓く新たな社会 説明資料」

第 2 編 基本構想

第1章 まちづくりの基本理念

本計画では、次の4つを基本理念に掲げ、まちづくりを進めます。

みんなが笑顔になれる安堵

地域で支え合い、子どもたちが元気に育ち、笑顔あふれるまちを目指します。

安全・安心に暮らせる安堵

支援が必要な人を地域で支え、災害や犯罪、事故、感染症などあらゆる事態にしっかり備え、安全・安心に暮らせるまちを目指します。

地域の魅力で人がつながる安堵

自然・歴史・文化を生かし、新たな地域の魅力により人がつながるまちを目指します。

明日を担う人・組織が育つ安堵

住民と行政の協働のまちづくりのため、明日を担う人と組織が育つまちを目指します。

第2章 まちの将来像

本計画では、4つの基本理念のもと、「小さくても キラリ光る 活力あふれるまち・安堵」をまちの将来像とします。

安堵町は、全国で7番目に小さい自治体ですが、古代から現在に至るまで、奈良盆地の中央に位置する恵まれた立地を活かして発展してきました。人口減少、少子高齢化時代が本格化する中で、子どもたちが元気に育ち、地域で支え合い、みんなが健康ではつらつと働き、年をとっても笑顔あふれる安心して暮らせるまちづくりを継承していく必要があります。

本町は、小さな町です。住民一人ひとりが、互いに協力しあい、すてきなまちを創っていかこうとする地域力があります。「人」とのつながりを大切にし、「小さくても キラリ光る 活力あふれるまち あんど」を創意工夫しながら、みんなで力をあわせて、コンパクトで住み良い持続可能なまちを創ります。

まちの将来像

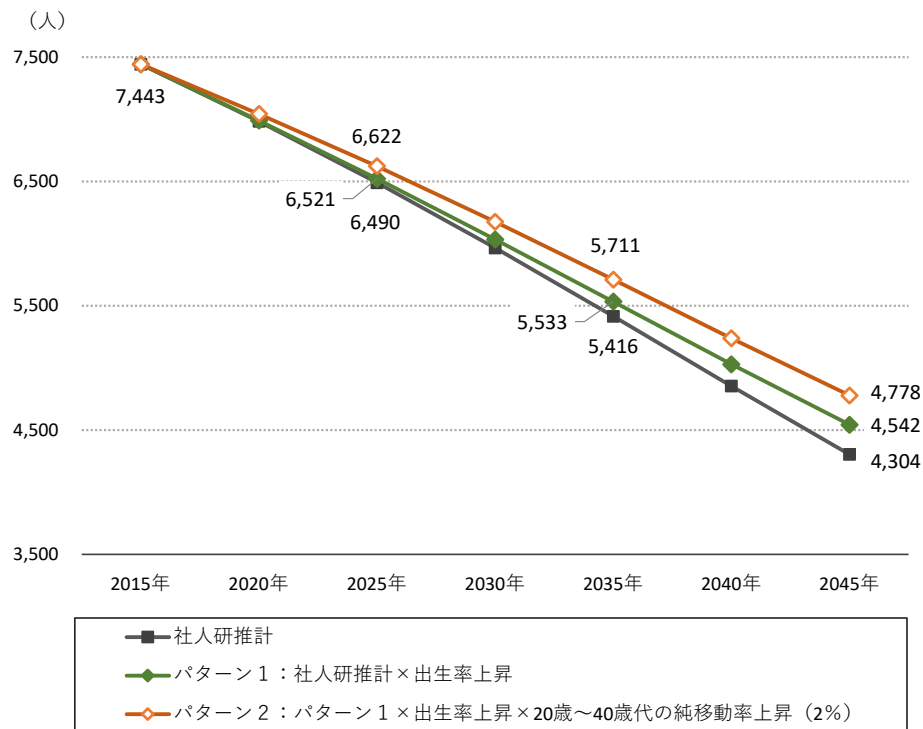


第3章 人口の将来展望

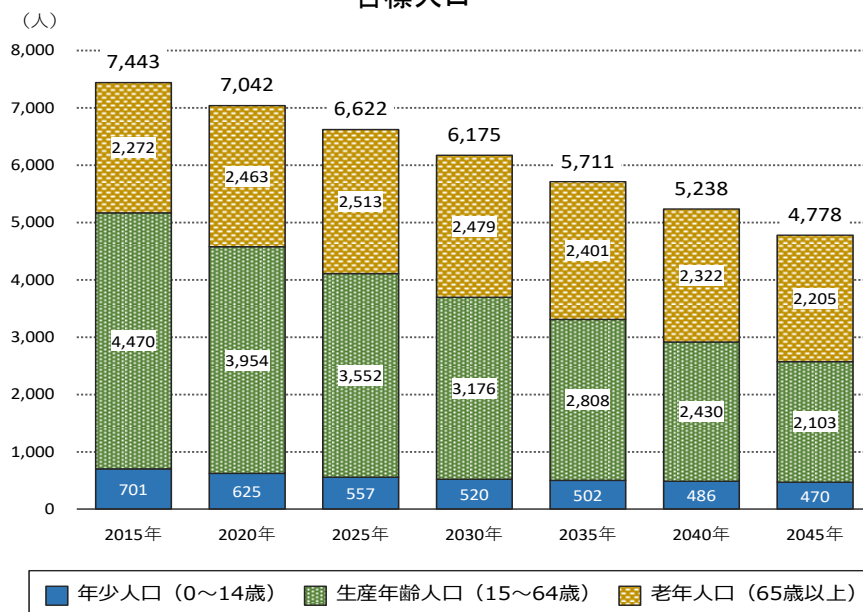
国立社会保障・人口問題研究所では、国勢調査人口をもとに、5年ごとに全国市町村別の推計人口を公表しています。

これによると、本町の人口は今後も減少が続き、令和27（2045）年には4,300人程度になるものと推計されています。人口減少下の規模縮小・最適化の観点で、今後のまちづくりには欠かせませんが、そうした中において、出生率の好転や定住者の増加に結びつく施策を実現することにより、本計画では、令和27（2045）年に4,800人程度となることを目指していきます。

人口シミュレーション



目標人口



第4章 政策目標

将来像を実現するために、政策目標を以下のとおり掲げます。

政策目標1 いきいきと支えあって暮らす（保健・医療・福祉）

福祉や医療は、心身の病気や障害等で生活上の課題が生じた時に、社会保障として提供されるものです。公的サービスだけではすべての課題を解決することはできないため、日頃から、自身の健康づくりに取り組み、病気や要介護状態にならないよう努めるとともに、地域でお互いに支えあい、課題の改善・解決につなげていくことが重要です。

みんながいきいきと支えあって暮らせるよう、住民一人ひとりの積極的な健康づくり、社会での活動の機会づくりを促進するとともに、地域福祉力の強化を図りつつ、必要な福祉・医療サービスの確保に努めます。

政策目標2 豊かな学びと生きがいを育む（教育・スポーツ）

まちづくりを進める上で「ひと」の育成が重要です。すべての人が、自らの力を高め目標に向かって成長しながら活躍できる社会を構築する必要があります。

本町で育つ子どもたちが、乳幼児期から学齢期にかけて、地域の様々な人々と関わりながら、たくましく健やかに成長していけるよう、幼児教育・学校教育の充実に努めます。また、少子化や晩婚化、子育て不安など、子育てをめぐる課題に対応し、安心して子どもを産み育てられるよう、子ども・子育て支援の充実に努めます。

さらに、住民一人ひとりが、生涯を通じて、自身の興味・関心に応じて、学習活動や文化・芸術活動、スポーツ活動を楽しめるよう、生涯学習・生涯スポーツの振興に努めます。

政策目標3 多様性を認め合う社会を築く（共生・交流）

本町では、様々な人権問題の解決に向けて取り組んできました。

人は、性や人種・国籍、心身の状況、ライフスタイルなどがそれぞれ異なり、その多様性は、本来、個々人の人生や社会を豊かにするものです。

一人ひとりがお互いの多様性を認め合い、誰もが生き生きと暮らせる人にやさしい地域社会の実現に向け、人権を尊重する教育・啓発活動を引き続き推進します。

また、多様性を認め尊重し合う社会を目指し、地域間・地域内交流を促進するなど地域の活性化を図っていきます。

政策目標4 地域産業を継承・発展させる（産業振興）

温暖な気候、平坦な地形、大都市に近い立地など、恵まれた条件によって育まれた地域の農業、商工業が継承・発展していくよう、既存事業所の経営基盤の強化や新規創業・新分野進出を促進するとともに、限られた資源の有効活用を促進します。また、経営資源を次世代につなぐ事業承継を促進していきます。

特産品の生産・開発を促進するとともに、自然や歴史を生かした土産品、料理の定着を図ることで、相乗効果を図り、地域経済の活性化を目指します。

政策目標5 快適な暮らしを支える（生活環境）

人口減少、少子高齢化が進む中で、本町に住み続ける住民が安全・快適に暮らすことができるよう、国・県・広域市町村と連携しながら、道路や橋梁、上下水道、情報通信基盤など公共インフラの適正な管理と長寿命化に努めるとともに、必要な更新投資を進めます。また、定住の促進に向け、駅に接続する公共交通の推進をはじめとする住みよい住宅づくりへの支援など、多様な施策を展開します。

また、循環型社会の形成を目指し、ごみの3R、環境美化、地球環境保全対策などを進めます。

さらに、日々、安心して暮らせるよう、地域ぐるみの防災・防犯・交通安全活動を促進するとともに、広域市町村で連携しながら、消防・救急体制の維持・強化に努めます。

政策目標6 地域課題をみんなで解決する（地域運営）

自助努力、共助による協力、公助による支援がバランスよく機能し、地域課題の改善・解決につなげていけるよう、まちづくりに関する住民への情報提供に努めるとともに、自治会をはじめとする地域コミュニティ活動の活性化を図っていきます。

また、住民のニーズに沿って、住民と協働で地域の公的な事業を推進し、公的サービスを運営していく機関として、健全で持続可能な行財政運営に努めます。

第5章 施策の大綱

以下の基本施策ごとの大綱に沿って、まちづくりを進めます。

施策体系図

政策目標	施策分野
1 いきいきと 支えあって暮らす (保健・医療・福祉)	1 つながり、寄り添う福祉の推進 (地域福祉)
	2 生涯現役と安心介護のまちづくり (高齢者支援)
	3 自立と社会参加の実現 (障害者(児)支援)
	4 予防重視の健康づくりの推進 (保健・医療)
2 豊かな学びと 生きがいを育む (教育・スポーツ)	5 地域ぐるみの子育ての推進 (子ども・子育て支援)
	6 夢を育む教育の推進 (学校教育)
	7 人生を豊かにする生涯学習の推進 (生涯学習・生涯スポーツ)
3 交流を明日に活かす 地域を築く (共生・交流)	8 認めあい、尊重するまちづくり (人権・男女共同参画)
	9 多様な交流の推進 (国際交流・地域間交流、結婚支援)
	10 訪問客の拡大 (滞在・滞留)
4 地域産業を継承 ・発展させる (産業振興)	11 未来につなぐ農業の振興 (農業)
	12 未来につながる持続する商工業の継承・発展 (商業・工業)
5 快適な暮らしを 支える (生活環境)	13 調和のとれた土地利用の推進 (土地利用)
	14 うるおいある環境の保全 (環境保全)
	15 持続可能な交通基盤の確保 (道路・公共交通)
	16 快適な住空間の形成 (生活基盤)
	17 生活安全対策の充実 (防災・防犯・交通安全)
6 地域課題をみんなで 解決する (地域運営)	18 支えあうコミュニティの活性化 (コミュニティ)
	19 参画・協働による適正な行財政の運営 (行財政運営)

政策目標１ いきいきと支えあって暮らす（保健・医療・福祉）

基本施策１ つながり、寄り添う福祉の推進（地域福祉）

◆◆目指す姿◆◆

地域で支えあいながら、誰もがいきいきと安心して暮らしている。

少子高齢化の進展や障害者の社会参加の進展などにより、福祉ニーズが拡大・複雑化する中で、支援が必要な状態にある住民・家庭を、ボランティア・地域住民と公的サービスのネットワークで見守り、重層的な相談支援で支え、誰もがいきいきと安心して暮らせる地域共生社会づくりを進めます。

施策項目

- ①地域共生社会づくりの推進
- ②生活困窮者支援の充実
- ③年金による生活安定の促進

基本施策２ 生涯現役と安心介護のまちづくり（高齢者支援）

◆◆目指す姿◆◆

高齢者が地域でいきいきと社会活動に参画し、安心して暮らしている。

高齢者が健康でいきいきと暮らせる期間をできるだけ長く持てるよう、要介護状態や認知症になることの予防の取り組みを推進するとともに、介護が必要になった高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の５つのサービスが一体的に提供される「地域包括ケア」を推進していきます。

施策項目

- ①生きがいづくり・健康づくりの促進
- ②介護保険の適正化
- ③高齢者が生活しやすい環境づくり

基本施策３ 自立と社会参加の実現（障害者（児）支援）

◆◆目指す姿◆◆

障害者が必要な支援を受けながら、いきいきと安心して暮らしている。

障害者（児）が地域でいきいきと安心して暮らしていけるよう、一人ひとりへの個別の支援計画に基づくきめ細かな福祉サービス、療育・発達支援の提供に努め、心身の状態に応じた多様な日中活動への参画と安心して暮らせる住まいの確保を促進していきます。

施策項目

- ①多様な日中活動の支援
- ②安心して暮らせる環境づくり
- ③療育・発達支援の充実

基本施策4 予防重視の健康づくりの推進（保健・医療）

◆◆目指す姿◆◆

住民一人ひとりが自身の健康に関心を持ち、自主的な健康づくりを行っている。

健康増進には、住民一人ひとりの意識と地域ぐるみの実践活動が重要です。「自分の健康は自分でつくる」を基本に、健康診査による健康状態の把握の徹底と疾病の早期発見・早期対応・重度化防止を図るとともに、適切な食生活、適度な運動・身体活動、こころの健康の3領域に重点を置いた健康づくりを促進していきます。

また、保健所、地区医師会など関係機関と連携強化を図り、いつでも安心して必要な医療を受けられる体制の維持・強化に努めます。

施策項目

- | | |
|----------------|-----------------|
| ①健康意識の啓発と人材の育成 | ②生活習慣病等の予防対策の推進 |
| ③こころの健康づくりの推進 | ④感染症予防の推進 |
| ⑤地域医療体制の維持・確保 | |

政策目標２ 豊かな学びと生きがいを育む（教育・スポーツ）

基本施策５ 地域ぐるみの子育ての推進（子ども・子育て支援）

◆◆目指す姿◆◆

地域ぐるみで子育てを支え、子どもたちがすくすくと育っている。

本町に暮らす若者が、安心して子育てができるよう、母子保健部門とこども園・こども支援部門が連携し、妊娠期、出産期、乳幼児期、学童期の切れ目ない包括的な支援を進めます。ひとり親家庭支援、不妊症支援などを含め、きめ細やかな相談支援や経済的負担の軽減に努めるとともに、民生・児童委員や子育てボランティアの協力を得ながら地域ぐるみで子育て家庭を見守り、子ども・子育てに関する不安の解消を図ります。

施策項目

- | | |
|-------------------|------------------|
| ①妊娠期からの切れ目ない支援の推進 | ②子育てに関する経済的支援の充実 |
| ③地域ぐるみの子育て支援の推進 | ④ひとり親家庭支援の充実 |
| ⑤子育てしやすい環境の充実 | ⑥子どもの人権・貧困対策の推進 |

基本施策６ 夢を育む教育の推進（学校教育）

◆◆目指す姿◆◆

将来への大きな夢を持ち、たくましく未来を切り拓いていける子どもたちが育っている。

本町で学齢期を過ごす子どもたちが、夢を持ち続け、その実現に向けて努力を重ね、未来を切り拓いていけるよう、基礎的な学力・生活習慣の定着を基本に、「学ぶ力」を育み、自主性や創造性に富み、他人を思いやるこころの教育を推進し、「知・徳・体」の調和のとれた「生きる力」を育みます。

そのために、地域の自然や歴史を活用し、また、地域住民の協力を得ながら、こども園・小中学校を通じた特色ある一貫した教育を推進します。

施策項目

- | | |
|-------------------|------------------------------|
| ①主体的に課題を解決する教育の推進 | ②充実した教育環境づくりの推進（義務教育学校調査研究等） |
| ③特別支援教育の推進 | ④不登校等の諸課題への的確な対応 |

基本施策7 人生を豊かにする生涯学習の推進（生涯学習・生涯スポーツ）

◆◆目指す姿◆◆

多様な学習・スポーツ活動が展開され、その成果がまちづくりに生かされている。

住民一人ひとりが、それぞれの心身の状況や興味・関心に応じて、多様な学習・スポーツ活動に参加し、健康で心豊かに過ごせるよう、また、活動の成果がまちづくりに生かせるよう、ニーズに沿った教室・講座やイベントの開催、自主グループの育成・支援を進めます。

また、本町の貴重な歴史・文化財の保存・活用に努めるとともに、住民による優れた文化・芸術活動の振興に努めます。

施策項目

- | | |
|---------------|------------------|
| ①幅広い生涯学習活動の促進 | ②スポーツの普及拡大 |
| ③文化・芸術の振興 | ④歴史を生かしたまちづくりの推進 |
| ⑤青少年の健全育成 | |

政策目標３ 交流を明日に活かす地域を築く（共生・交流）

基本施策８ 認めあい、尊重するまちづくり（人権・男女共同参画）

◆◆目指す姿◆◆

一人ひとりが人権を尊重し多様性を認め、共に支えあい活躍している。

すべての人が差別やいじめなどを受けることなく、人権が尊重され、お互いに理解・共感しながら、参画・活躍できる社会づくりを推進します。

施策項目

①人権教育・啓発の推進

②男女共同参画の啓発の推進

基本施策９ 多様な交流の推進（国際交流・地域間交流、結婚支援）

◆◆目指す姿◆◆

多様な交流活動が、地域の活性化や地域課題の解決につながっている。

産業、教育、文化など、各分野で築かれた縁を大切にしながら、国際交流・地域間交流を促進し、交流人口・関係人口の創出を図ります。

また、地域の様々な活動への若者男女の参加を奨励し、晩婚・非婚の解消につなげていきます。

施策項目

①国際交流・多文化共生の推進

②地域間交流の促進

③結婚支援の推進

基本施策１０ 来訪客の拡大（滞在・滞留）

◆◆目指す姿◆◆

歴史・文化資源の魅力が高まり、来訪客が増加している。

本町の魅力は、歴史散策や施設見学、スポーツなどのイベント参加などを通じて、古都・奈良の四季折々の田園景観の中で、ゆったりと時間を過ごすことにあります。

民間によりリノベーションされた富本憲吉生家や安堵町文化観光館「四弁花」などを活用し、来訪客が、本町の自然や歴史、文化の魅力を感じられるよう、住民の協力を得ながら、情報発信や滞在・滞留メニューの企画・開発など効果的に進めます。

施策項目

①地域の魅力の発信

②地域資源の魅力化

③広域連携による来訪客の拡大

政策目標４ 地域産業を継承・創出する（産業振興）

基本施策１１ 未来につなぐ農業の振興（農業）

◆◆目指す姿◆◆

高品質な農産物の安定生産につながっている。

農業は、国産食料の自給、環境・景観の保全、加工等による他の産業への波及、食育など、多面的な機能があり、地域の営農を未来に継承していくことが重要です。

そのため、地域の農業をけん引する担い手・後継者の確保を核に、営農体制の強化、ブランド力の強化などを進め、高品質な農産物の安定生産につなげていきます。

また、少量生産農家による営農継続を支援し、農村環境の維持を図っていきます。

施策項目

- | | |
|------------------|----------------|
| ①営農体制の強化 | ②農地の保全と生産基盤の整備 |
| ③高品質な農産物の安定生産の促進 | ④農業の多面的機能の発揮 |

基本施策１２ 未来へつながる持続する商工業の継承・発展（商業・工業）

◆◆目指す姿◆◆

魅力ある生産・販売・サービス提供が行われている。

商工業は、本町の重要な雇用場であり、住民生活を支える場という認識のもと、商工会など関係機関と連携しながら、町内の事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越え、地域経済が回復する取り組みを最優先に進めます。

その上で、地域産業のすそ野を広げるため、積極的な企業誘致と創業支援・事業承継の促進、地元新鮮農産物の直売、地元農産物を使った加工品の商品化など「６次産業化」による産業振興、さらには、関係機関等と連携したいきいきと働ける環境づくりに努めます。

施策項目

- | | |
|----------------|------------------------|
| ①事業所の体力づくりへの支援 | ②積極的な企業誘致と創業支援・事業承継の促進 |
| ③地域資源を生かした産業振興 | ④いきいきと働ける環境づくり |

政策目標５ 快適な暮らしを支える（生活環境）

基本施策１３ 調和のとれた土地利用の推進（土地利用）

◆◆目指す姿◆◆

農地の保全と開発の両立を図る調和のとれた土地利用が進められている。

土地は、住居や事業など生活に必要なものを設置するために開発し、活用しますが、無秩序な乱開発で貴重な自然を失ったり、未利用・低利用を招かないよう、計画的に利用を進めることが重要です。

このため、保全する農地、良質な住宅を供給する区域、賑わいを創出する区域、公益的な機能を発揮させる区域が調和した土地利用を推進し、まちの持続的発展につなげていきます。

主要施策

①適正な土地利用と機能配置の促進

②未利用・低利用地の有効活用

基本施策１４ うるおいある環境の保全

◆◆目指す姿◆◆

うるおいある自然や生態系、水資源が適正に保全されている。

うるおいある自然景観や生態系、水資源を次世代に引き継いでいくために、住民の協力を得ながら、環境保全活動を推進するとともに、ごみの排出をできるだけ抑制し、極力再利用する３Ｒの推進、広域による新しいごみ処理体制の確立により、資源循環型社会の形成に努めます。

また、生活排水を適正に処理し、河川・海洋の汚染を防止するため、公共下水道の普及に努めます。

地球環境については、温室効果ガス削減の啓発・実践に努めるとともに、自然エネルギーの有効活用に努めます。

施策項目

①環境保全活動の促進

②資源循環型社会づくりの推進

③生活環境の整備推進

④地球環境保全対策の推進

基本施策15 交通基盤の確保（道路・公共交通）

◆◆目指す姿◆◆

交通の利便性が確保され、暮らしや産業を支えている。

交通基盤は、快適な暮らしや産業の活性化のための必須条件であり、事業者や広域市町村、国・県と協働し、維持・確保・充実に努めていきます。

道路については、本町の東西、南北の主要な交通軸の形成を図る幹線道路の整備を促進するとともに、ライフサイクルコストの低減を図る予防保全の視点に立ち、生活道路、橋りょうの点検・維持補修、長寿命化対策を進めます。

公共交通については、日常生活に欠かせない移動手段の維持・確保に努めるとともに、持続的な公共交通体系の構築に努めていきます。

施策項目

- | | |
|-----------------|----------------|
| ①幹線道路交通網の整備促進 | ②町道の整備・長寿命化の推進 |
| ③持続可能な公共交通体系の構築 | |

基本施策16 快適な住空間の形成（生活基盤）

◆◆目指す姿◆◆

快適な生活基盤が整い、住民が安心して暮らしていける。

住民が安心・快適に暮らし続けられるよう、また、本町に移住・転入したいと思えるよう、快適な住空間の形成に努めます。

公園・緑地については、自然豊かな空間でゆったりと過ごせるよう、住民の協力を得ながら、適切な維持管理に努めるとともに、長寿命化対策を進めます。

水道については、安全でおいしい水の安定供給を図るため、老朽管の計画的な更新に努めるとともに、県域水道一体化の早期実現を図ります。

情報通信基盤については概ね整備されていると考えられるため、それを活用した手続きのオンライン化などサービスの提供による生活の利便性向上を図ります。

住宅については、公営住宅の維持管理に努めるとともに、空き家の活用や既存住宅の耐震化、バリアフリー化の促進など、良質な住まいの確保に向けた支援に努めます。

移住・定住促進に向けて、一層の情報発信やコーディネートなどの支援に努めます。

施策項目

- | | |
|---------------------|---------------|
| ①公園・緑地の適切な維持管理 | ②水道の安定供給 |
| ③情報通信基盤を活用したサービスの構築 | ④良質な住まいづくりの支援 |
| ⑤移住・定住の促進 | ⑥地籍調査の推進 |
| ⑦建築物の耐震化の取組 | |

基本施策17 生活安全対策の充実（防災・防犯・交通安全）

◆◆目指す姿◆◆

災害・火災、事件・事故、感染症から生命・身体・財産を守る対策が整っている。

大規模災害や火災、事件・事故、感染症パンデミックなどから住民の生命・身体・財産を守るためには、住民と行政が協働で地域ぐるみの生活安全対策を進めることが不可欠です。

このため、日頃から、地域住民による見守り・支えあいの体制の維持・強化を図るとともに、公共・民間建築物の耐震化の促進や河川整備・遊水地整備の促進、避難路・緊急輸送路の狭あいの解消と早期啓開対策の推進、災害の態様に応じた備蓄の確保、広域的な応援・受援体制の強化などを通じ、地域の強靱化に努めていきます。

施策項目

- | | |
|-----------------------|------------------|
| ①消防・救急の充実 | ②災害予防対策の推進 |
| ③災害応急対策・業務継続の体制づくりの推進 | ④地域防犯活動の推進 |
| ⑤交通安全の推進 | ⑥感染症パンデミック対策等の推進 |

政策目標６ 地域課題をみんなで解決する（地域運営）

基本施策１８ 支えあうコミュニティの活性化（コミュニティ）

◆◆目指す姿◆◆

住民一人ひとりが主体的に地域課題の解決に取り組み、支えあっている。

豊かな地域社会の形成と、地域課題について住民自身で主体的な改善・解決を図るため、日頃からのあいさつ、声かけ、見守りや交流、生活支援などの活動を奨励し、コミュニティの維持・強化に住民と行政が協働で取り組んでいきます。

施策項目

- ①地域コミュニティ組織の組織力の強化
- ②公益的な任意団体の活性化

基本施策１９ 参画・協働による適正な行財政の運営（行財政運営）

◆◆目指す姿◆◆

住民参画・協働の適切なしくみのもと、健全な行財政運営が行われている。

住民と行政との協働により、魅力的な地域づくりを行っていただけるよう、行政情報のきめ細かな広報と参加機会を拡充し、住民のまちづくりに対する意識の高揚を図ります。

職員の意識改革・能力開発を計画的に進め、組織力の向上を図るとともに、自主財源の確保と経常経費の節減などに努め、効果的・効率的な行財政運営を推進していきます。

施策項目

- ①行政情報のきめ細かな広報の推進
- ②住民の参加の機会向上
- ③組織力の向上
- ④住民本位の行政サービスの提供
- ⑤公共施設の総合管理の推進
- ⑥健全な財政運営の推進
- ⑦広域行政の推進